

医療法人 設立認可申請の様式作成例

仮申請の際は、「設立代表者の誓約書（様式21）」のみ押印が必要です。
他の書類には押印及び署名をしないでください。

本申請の際は、押印が必要な箇所にすべて印鑑証明の印（実印）を押印してください。
なお、「設立時の財産目録（様式2）」は本申請の際も押印不要ですのでご注意ください。

令和5年 12 月

大 阪 府
大 阪 市 保 健 所



大阪府知事（大阪市保健所長）様

法人所在地 **大阪府茨木市大住町二丁目 1 番22号
大住町ビル 2 階**

法人名称 医療法人 **大阪会**

申請者住所 **大阪府高槻市春日町30番 5 号**

申請者 設立代表者 **浪花 太郎**

申請者電話 **072-603-1187**



医療法人設立認可申請書

医療法人**大阪会**を設立したいので、医療法第44条第 1 項及び医療法施行規則第31条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

作成上の注意

- 1 大阪市内で診療所を開業している場合は、申請書、定款及びすべての添付書類の「大阪府知事」の記載を「大阪市保健所長」に修正してください。
- 2 申請日は、4月又は10月の、土日祝を除く月初日としてください。（本申請日を記載してください）。
- 3 法人所在地は、住居表示で記載してください。なお、住居表示が未実施の場合は地番で記載してください。住居表示の実施状況及び正確な住居表示については市町村に確認してください。また、〇丁目の部分は必ず漢数字としてください。（例：一丁目2番3号〇〇ビル4階）
- 4 設立者の住所は、印鑑登録証明書に記載の住所と一致させてください。ただし、〇丁目の部分は必ず漢数字としてください。（例：一丁目2番3号〇〇ビル4階）
- 5 法人所在地及び設立者の住所は、都道府県から記載してください。ただし、大阪市や京都市など都道府県名と同名の市にお住まいの場合は、市から記載してください。
例：大阪府大阪市→大阪市 兵庫県神戸市→兵庫県神戸市
- 6 設立者の氏名は、印鑑登録証明書に記載の氏名と一致させてください。旧字や異体字は常用漢字に変換せず、旧字や異体字のまま記載してください。
- 7 仮申請書類の提出時は、以下に続く書類と併せて次の書類も忘れずに添付してください。
①設立概要（様式20） ②設立代表者の誓約書（押印済みのもの）
③仮申請チェック表 ④仮申請審査表（認可用）



大阪府知事（大阪市保健所長）様

法人所在地 **大阪府茨木市大住町二丁目1番22号
大住町ビル2階**

法人名称 医療法人 **大阪会**

申請者住所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

申請者 設立代表者 **浪花 太郎**

申請者電話 **072-603-1187**

印A

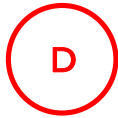
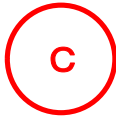
医療法人設立認可申請書

医療法人**大阪会**を設立したいので、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

なお、当法人は診療所を1箇所のみ開設するため、理事は2人といたしたいので、併せて認可申請します。

作成上の注意

- 1 大阪市内で診療所を開設している場合は、申請書、定款及びすべての添付書類の「大阪府知事」の記載を「大阪市保健所長」に修正してください。
- 2 申請日は、4月又は10月の、土日祝を除く月初日としてください。（本申請日を記載してください）。
- 3 法人所在地は、住居表示で記載してください。なお、住居表示が未実施の場合は地番で記載してください。住居表示の実施状況及び正確な住居表示については市町村に確認してください。また、〇丁目の部分は必ず漢数字としてください。（例：一丁目2番3号〇〇ビル4階）
- 4 設立者の住所は、印鑑登録証明書に記載の住所と一致させてください。ただし、〇丁目の部分は必ず漢数字としてください。（例：一丁目2番3号〇〇ビル4階）
- 5 法人所在地及び設立者の住所は、都道府県から記載してください。ただし、大阪市や京都市など都道府県名と同名の市にお住まいの場合は、市から記載してください。
例：大阪府大阪市→大阪市 兵庫県神戸市→兵庫県神戸市
- 6 設立者の氏名は、印鑑登録証明書に記載の氏名と一致させてください。旧字や異体字は常用漢字に変換せず、旧字や異体字のまま記載してください。
- 7 仮申請書類の提出時は、以下に続く書類と併せて次の書類も忘れずに添付してください。
①設立概要（様式20） ②設立代表者の誓約書（押印済みのもの）
③仮申請チェック表 ④仮申請審査表（認可用）



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

定 款

医療法人 **大阪会** 定 款

第1章 名称及び事務所

（名 称）

第1条 本社は、医療法人 **大阪会** と称する。

（事務所）

第2条 本社は、事務所を **大阪府茨木市大住町二丁目1番22号** に置く。

住所は正式な表記で記載すること。大阪府茨木市大住町2-1-22のように省略した記載は不可です。また、住居表示実施地域の場合は必ず住居表示（～〇番〇号）で記載し、住居表示未実施地域の場合は、地番表記（～〇番地〇 又は ～〇番地の〇）で記載してください。住居表示実施地域かどうかわからない場合は、市町村の住居表示担当課に確認してください。

〇丁目や〇丁については、算用数字ではなく漢数字で表記すること。

ビルのテナント等として入居している場合は、原則として建物名と階数（又は部屋番号）を記載すること。建物名が不明の場合は建物の所有者に確認してください。

第2章 目的及び業務

（目 的）

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

（業 務）

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

医療法人 **大阪会 浪花診療所**
大阪府**茨木市大住町二丁目1番22号**

第3章 基金

（基金の募集）

第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（返還の義務）

第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

（基金の返還）

第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

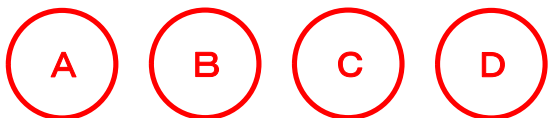
2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立後、本頁に定める事項が必要

- 5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。
- 6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

(利息)

第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。



第4章 資産及び会計

(資産)

第10条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

- 2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

基本財産についての条文を設けることもできます。この場合、第10条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

(基本財産)

第11条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 現金 〇〇〇〇〇円
- (2) 土地
 - ・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡
 - ・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 〇〇〇㎡
 - 所在の〇〇診療所敷地 計〇〇〇㎡
- (3) 建物
 - ・大阪府〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番
 - 所在の木造瓦葺平屋建 〇〇診療所 1棟 〇〇〇㎡

- 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

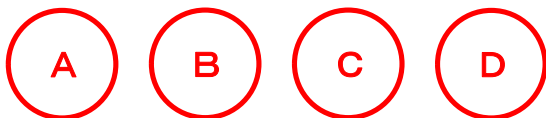
第11条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

(資産の保管)

第12条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管する。

(予算の決議)

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立者全員の実印による捺印が必要

(会計年度)

第14条 本社の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日に終る。

会計年度は任意に設定可能です。

1月から12月と設定される場合は、
「毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。」
3月から2月と設定される場合は、
「毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終る。」
と記入してください。

(決算及び事業報告書)

第15条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を大阪府知事（大阪府保健所長）に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第16条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第5章 社員

(社員資格の取得)

第17条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(社員資格の喪失)

第18条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(退社)

第19条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

会計年度を4月1日～翌年3月31日とした場合の例です。

会計年度の始期の1か月前及び終期の2か月後（※）を設定してください。

※終期の3か月後を設定することも可能です。その場合、申告期限の延長の特例の手続きを税関係機関にて行う必要があります。

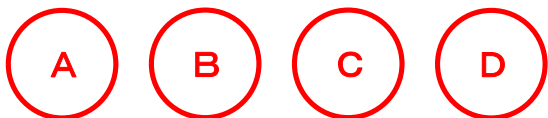
第6章 社員総会

(会議の開催)

第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立趣意書に定める事項が必要



の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

（議長を選任）

第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

（決議事項）

第22条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本団体の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

（議決の方法）

第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

（議決権及び選挙権）

第24条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

（書面決議及び代理人）

第25条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは決議することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

（議決権のない場合）

第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

（議事録）

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出するものとする。

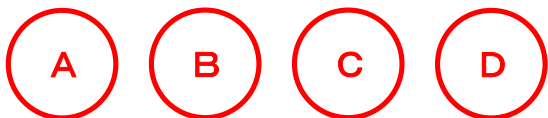
（細則）

第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第7章 役員

（役員の種類及び定数）

第29条 本団体に、次の役員を置く。



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立趣意書に定める事項は必ず記載

- (1) 理事 3名以上7名以内
うち理事長1名

理事2名の場合は「3」名から「2」名に変更してください。

- (2) 監事 1名

（役員を選任）

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 3 本団体が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員職務及び権限）

第31条 理事長は本団体を代表し、本団体の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は、本団体の業務を執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

上記第2項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

- 2 理事長は、本団体の業務を執行し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。

- 4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本団体の業務を監査すること。
- (2) 本団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 本団体の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事(大阪市保健所長)、社員総会又は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

- 5 監事は、本団体の理事又は職員（本団体の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

（役員任期）

第32条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

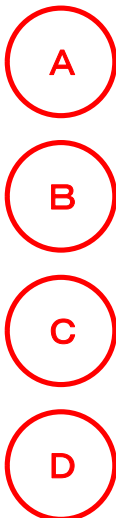
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

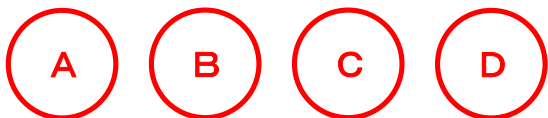
（役員解任）

第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

（役員報酬等）

第34条 役員報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。





設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立者全員の実印による捺印が必要

上記第 34 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

（例 1）

第 34 条 役員の報酬等は、理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

（例 2）

第 34 条 役員の報酬等は、理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

A

（理事の取引）

第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社の取引

(3) 本会社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

B

C

D

役員の損害賠償責任についての条文を設けることもできます。この場合、第 35 条の次に、次の条文を加え、以下順次繰り下げてください。

（役員の損害賠償責任）

第 36 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 8 章 理事会

（構成）

第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（職務）

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

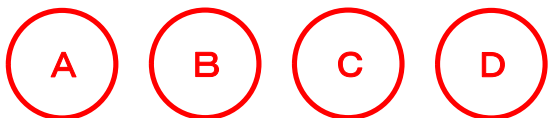
(3) 理事長の選出及び解職

(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定

(5) 多額の借財の決定

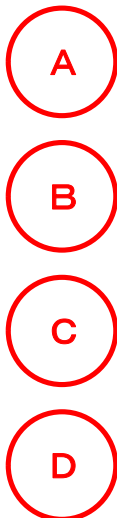
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立者全員の署名が必要



（招集）

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

上記第 38 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

（例 1）

第 38 条 理事会は、各理事が招集する。

- 2 各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

（例 2）

第 38 条 理事会は、理事会で定める理事が招集する。この場合、理事会で定める理事が欠けたとき又は理事会で定める理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事会で定める理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。
- 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事会で定める理事は理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

（議長）

第 39 条 理事会の議長は、理事長とする。

（決議）

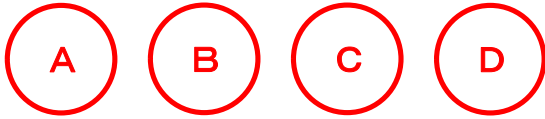
第 40 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立認可申請を行う際の提出書類

上記第2項に替えて、以下の条文にすることも可能です。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

（細則）

第42条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、**大阪府知事（大阪市保健所長）**の認可を得なければ変更することができない。

第10章 解散、合併及び分割

（解散）

第44条 本社は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、**大阪府知事（大阪市保健所長）**の認可を受けなければならない。

（清算人）

第45条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本会社が解散した場合には、**大阪府知事（大阪市保健所長）**にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

（残余財産）

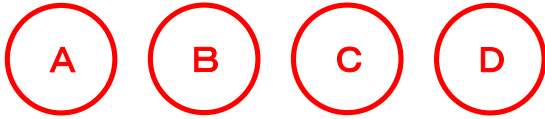
第46条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの

歯科の場合は「歯科医師会」に変更すること

（合併）

第47条 本社は、総社員の同意があるときは、**大阪府知事（大阪市保健所長）**の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。



設立者全員の実印による捺印が必要（定款全頁）

※設立者全員の実印による捺印が必要

（分割）

第 48 条 本社は、総社員の同意があるときは、**大阪府知事（大阪市保健所長）** の認可を得て、分割することができる。

第 1 1 章 雑則

（公告の方法）

第 49 条 本社の公告は、官報に掲載する方法によって行う。

上記第 49 条に替えて、以下の条文にすることも可能です。

（例 1）

第 49 条 本社の公告は、〇〇新聞に掲載する方法によって行う。

（例 2）

第 49 条 本社の公告は、電子公告（ホームページ）によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。

（施行細則）

第 50 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第 1 条 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	浪 花	太 郎
理 事	浜 風	太 翼
理 事	浪 花	花 子
監 事	白 鳥	山 彦

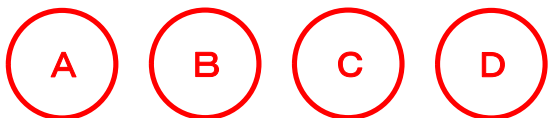
第 2 条 本社の最初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立の日から最初に到来する **3 月 3 1 日** までとする。

会計年度を 4 月 1 日から 3 月 3 1 日とした場合

第 3 条 本社の最初の役員の任期は、第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から 1 年経過した日後最初に到来する **3 月 3 1 日** までとする。

上記のとおり、医療法人 **大 阪 会** 設立のための定款を作成し、設立者全員住所を付して署名捺印する。

会計年度を 4 月 1 日から 3 月 3 1 日とした場合（設立の日から 2 年を越えないう範囲で任意に設定することも可能です。）



設立者全員の実印による捨印が必要（定款全頁）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 設立総会の開催日と一致させること

設立者

(住 所) 大阪府高槻市春日町 30 番 5 号

(署 名)



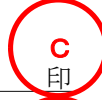
(住 所) 大阪府東大阪市弥生町 21 番 33 号メゾン弥生 117 号室

(署 名)



(住 所) 大阪府高槻市春日町 30 番 5 号

(署 名)



(住 所) 大阪府堺市西区津久野町 777 番地

(署 名)



※設立者全員による捨印が必要

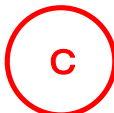
各人「印鑑登録証明書」のとおり正確に記載すること。
ただし、〇丁目や〇丁については、算用数字ではなく漢数字で記入。
また、大阪市や京都市など都道府県名と同名の市にお住まいの場合は、
市から記入。

例：大阪府大阪市→大阪市 兵庫県神戸市→兵庫県神戸市

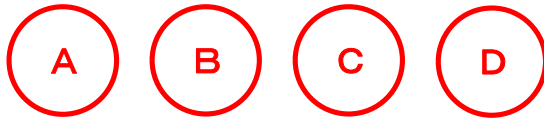
※本申請時、氏名は自署してください！

(ワード等の作成文字は不可)

医療法人の定款については、所管庁の認可を受けますので公証人による認証は不要です。したがって、収入印紙も不要です。



(参考 a)



設立者全員の実印による捺印が必要（議事録全頁）

医療法人 **大阪会** 設立総会議事録

1. 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前 〇〇時〇〇分から 〇〇時〇〇分
2. 場所 **大阪府茨木市大住町二丁目 1 番 2 2 号**

3. 出席設立者氏名

浪花 太郎
浜風 翼
浪花 花子
白鳥 山彦

※重要！

設立総会は次の証明書類を事前にそろえて開催すること。
①設立者全員の「印鑑登録証明書」②拠出者全員の銀行等
「残高証明書」③診療所用不動産（土地・建物）の「全部事
項証明書」等

4. 議長の選任

医療法人 **大阪会** を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選任すべく、全員で互選したところ **浪花 太郎** が選ばれ、本人はこれを承諾し、議長席につき、〇〇時〇〇分医療法人 **大阪会** の設立総会の開会を宣し、議事に入った。

ここでは議長以外の方が発言してください。

5. 議事

第 1 号議案 医療法人設立承認の件

設立者 **浜風 翼** は発言し、本法人設立の趣旨を述べ、議長は医療法人設立の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第 2 号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が、**大阪府知事（大阪市保健所長）** の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

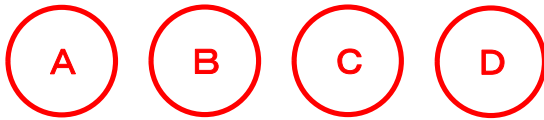
第 3 号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第 4 号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、設立代表者を選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これを承認し、設立代表者を互選したところ、次の者が選任され、即時に被選任者はこの就任を承諾した。

設立代表者 **浪花 太郎**



設立者全員の実印による捺印が必要（議事録全頁）

第5号議案 基金引受申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立時の資産とするため、基金拠出を受けたい旨を述べたところ、**浪花太郎及び浪花花子**から次のとおり基金拠出したい旨の申込みがあった。

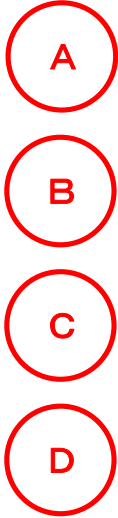
なお、**浪花太郎**は**建物の建設資金及び医療用機器等**の購入資金として、**株式会社大手前銀行大阪支店**から借入金があり、〇〇年〇〇月〇〇日時点で**7,200,000円**の借入残金があるが、**建物等**を拠出するに際し、この**残金（又は残金の一部）**を債権者である**株式会社大手前銀行大阪支店**の承認を得て、本法人に引き継ぎたいと述べた。

基準日（本申請日の前日：9月30日又は3月31日）を記載すること

また、**浪花太郎**は電子カルテについて、**和泉リース株式会社**よりリースしており、〇〇年〇〇月〇〇日時点で**1,100,000円**の借入残金があるが、リース資産を拠出するに際し、この**残金（又は残金の一部）**を債権者である**和泉リース株式会社**の承認を得て、本法人に引き継ぎたいと述べた。

なお、**浪花太郎**拠出資産から現預金を除いた**15,300,000円**については、別紙証明書のとおり、**公認会計士**である**堺太郎**より、財産の価額が相当である旨の証明をもらっている。

※設立者全員の署名捺印が必要



項目名は、設立時の財産目録（様式2）と一致させてください。

なお書きについては、現物拠出の資産合計が500万円を超える場合又は負債を引き継ぐ場合に記載してください。

種別	金額	内
現預金	6,000,000円	大手前銀行大阪支店普通預金
建物	9,000,000円	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階 〇㎡
建物附属設備	2,000,000円	電気設備工事
医療用器械備品	2,000,000円	エックス線装置ほか 計〇点（別紙明細書）
什器・備品	200,000円	エアコンほか 計〇点（別紙明細書）
リース資産	1,100,000円	電子カルテ
その他	1,000,000円	ソフトウェア、診療所用建物保証金
資産合計	21,300,000円	
負債	8,300,000円	大手前銀行大阪支店 7,200,000円 和泉リース(株) 1,100,000円
差引額 (基金拠出額)	13,000,000円	

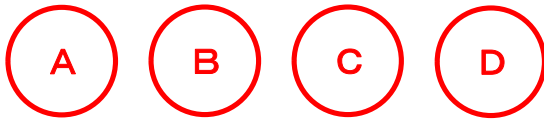
金融機関名+支店名+預金種別を記載すること。

賃貸借契約書に“敷金”と記載されている場合は、「診療所用建物敷金」と記載

借入先が複数ある場合はそれぞれの金額を記載

種別	金額	内容
現預金	4,000,000円	ゆうちょ銀行通常貯金
資産合計	4,000,000円	
負債	0円	
差引額 (基金拠出額)	4,000,000円	

設立代表者以外の者が現金のみを拠出する場合は、この表が必要です。



設立者全員の実印による捺印が必要（議事録全頁）

議長は発言し、これに伴い、基金拠出契約を別紙（案）のとおり、**浪花太郎及び浪花花子**と本法人が締結する必要がある旨を述べ、承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

また、この結果本法人設立時の資産総額は 金 **17,000,000** 円 とし、その財産目録は、別紙のようになる」と示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

※これはモデルなので、それぞれ内容により適宜変更してください。

※現物拠出を伴わないリース契約の名義変更をする場合、次の議案を審議してください。

第〇号議案 リース契約の名義変更について

契約件数を記載してください。

議長は発言し、**浪花太郎**は、**大阪南リース株式会社**から〇〇等について〇件のリースを受けており、法人設立に際し、このリース契約の債務者を**浪花太郎**から医療法人**大阪会**に変更し、債権者である**大阪南リース株式会社**の承認を得て、本法人に引き継ぎたいと述べ、詳細な説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

※これはモデルなので、それぞれ内容により適宜変更してください。

A

第6号議案 法人設立後の事業計画案及び収支予算案承認の件

議長は発言し、本法人設立後の事業計画案及びこれに伴う収支予算案を示すとともに、詳細な説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

B

第7号議案 役員を選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定されることに従い、本法人の役員（理事 **3** 名 以上 **7** 名 以内、監事 **1** 名）を選任したい旨を述べ、審議したところ次のように選任された。

D

『定款』第29条（役員の種類及び定数）の規定に合致すること。

理事 **浪花太郎** （**医療法人大阪会 浪花診療所** 管理者）

理事 **浜風翼**

理事 **浪花花子**

監事 **白鳥山彦**

法人が開設する予定の診療所の名称を記載すること。

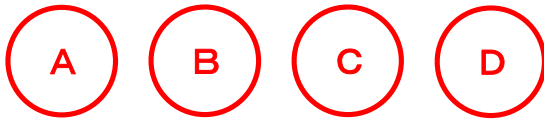
設立者でない者を役員に選任する場合は、事前に当該役員就任予定者から内諾を得ている旨を記載すること。

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は理事長を選任したい旨を述べ、理事の間で互選したところ、理事長には **浪花太郎** が選任され、この就任を承諾した。

さらに議長は発言し、定款第31条第3項の規定に基づき、理事長は職務代理者の順位をあらかじめ

※設立者全員の実印による捺印が必要



設立者全員の実印による捺印が必要（議事録全頁）

め定めておく必要がある旨説明し、理事長 **浪花 太郎** は、職務代理者として1位 **浜風 翼** 理事、2位 **浪花 花子** 理事を指名したところ、被指名者はいずれもこれを承諾した。

なお、議長は発言し、この設立当初の役員任期は、設立の日から1年経過した日後最初に到来する〇〇月〇〇日（令和〇〇年〇〇月〇〇日）までであることを述べたところ、一同これを承認した。

『定款』附則第3条で定めた日に合致すること。

※第8号議案は、以下の①～③の形式のうちいずれかを選択してください。

※設立者全員による実印が必要

① 設立者（役員就任予定者）が所有している不動産（の一部）を診療所として使用する場合
⇒参考e-1をご確認ください。

第8号議案 診療所用不動産賃貸借の件

議長は発言し、現在設立者 **浪花 太郎** が個人で開設している診療所の建物は**同氏（又は設立者〇〇〇〇氏）**が所有者であるが、法人の設立に伴い、所有者と本法人とが新たに賃貸借契約を締結する必要があることを述べ、賃貸借契約書案を示し承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

なお、法人理事たる所有者と本法人の間で締結することとなる賃貸借契約については利益相反取引に該当するため、理事長は法人成立後ただちに理事会を招集し、医療法第46条の6の4の規定により、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得た上で締結する。また、締結後は遅滞なく理事会を招集し、報告するものとする。

② 現行の契約条件を踏襲して、法人設立後に改めて契約を締結する場合（覚書方式）
⇒参考e-2をご確認ください。

第8号議案 診療所用不動産賃貸借の件

議長は発言し、現在設立者の **浪花 太郎** が個人で開設している診療所の建物は所有者である**ヤマト不動産株式会社** から賃借しているので、法人を設立するに際し、貸主と本法人とが改めて賃貸借契約を締結する必要があることを述べたが、両者の合意の下、締結までの暫定措置として覚書を取り交わすこととした。そこで、覚書案を示し承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

転貸物件の場合

「…所有者である水都銀行株式会社から借り受けて転貸している水都不動産株式会社から賃借しているので…」

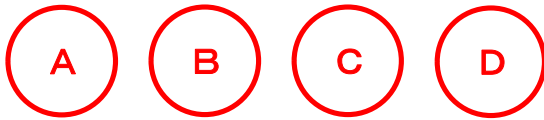
③ 既に締結している契約の貸主の名義を、医療法人に変更する場合（特約方式）
⇒参考e-3をご確認ください。

第8号議案 診療所用不動産賃貸借の件

議長は発言し、現在設立者の **浪花 太郎** が個人で開設している診療所の建物は所有者である**ヤマト不動産株式会社** から賃借しているので、法人を設立するに際し、貸主と本法人とが改めて賃貸借契約を締結する必要があるが、貸主の承認のもと、賃借人 **浪花 太郎** を医療法人 **大阪会** と読み替えることで従来からの契約書を踏襲することを述べ、賃貸借契約書案を示し承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

転貸物件の場合

「…所有者である水都銀行株式会社から借り受けて転貸している水都不動産株式会社から賃借しているので…」



設立者全員の実印による捺印が必要（議事録全頁）

※これはモデルなので、それぞれ内容により適宜変更してください。

※設立者全員の実印による捺印が必要

以上をもって 医療法人 **大阪会** の設立に関するすべての議事を終了したので、議長は閉会を宣した。（〇〇時〇〇分）

本日の決議を確認するため、設立者全員が署名捺印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日と一致させること

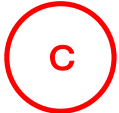
※自署してください。
（パソコンでの作成文字は不可）

議長

設立者

設立者

設立者



(様式2)



設立時の財産目録

総資産額 金 **17,000,000** 円 (正味資産額)

医療法人 **大阪会**

種別	金額
A 土地	0 円
B 建物	9,000,000 円
C 現預金	10,000,000 円
D 建物附属設備	2,000,000 円
E 医療用器械備品	2,000,000 円
F 什器・備品	200,000 円
G リース資産	1,100,000 円
H その他	1,000,000 円

I 財産合計 (A + … + H)	25,300,000 円
J 負債額	8,300,000 円
K 正味資産額 (I - J) (総資産額)	17,000,000 円

上記は財産目録である。

令和 年 月 日

医療法人 **大阪会**

理事長 **浪花 太郎**



作成上の注意

- 1 基金として拠出しない項目には、0円と記載しておいてください。(空欄にはしないでください。)
- 2 この様式2については、本申請時も日付を空欄とし、押印無しで提出してください。設立認可後、所管の法務局に設立登記申請をする際に押印してください。

設立財産目録の明細書

土地・建物

項目が1つしかない場合でも、小計（数量、金額）は必ず記載してください。

所在地		面積	金額	拠出（寄附）者氏
土地		m ²	円	
建物	大阪府茨木市大住町二丁目1番 22号 大住町ビル2階	○ m ²	9,000,000 円	浪花 太郎
小計			9,000,000 円	

現預金

郵便局長の残高証明であっても、預金先は「ゆうちょ銀行」としてください。
〔○ ゆうちょ銀行 × ○○郵便局〕

預金先	種	金額	拠出（寄附）者氏
大手前銀行 大阪支店	定期預金	6,000,000 円	浪花 太郎
ゆうちょ銀行	通常貯金	4,000,000 円	浪花 花子
小計		10,000,000 円	

建物附属設備

品名	規格数量	金額	拠出（寄附）者氏
電気設備工事	1点	2,000,000 円	浪花 太郎
小計	1点	2,000,000 円	

医療用器械備品

品名	規格数量	金額	拠出（寄附）者氏
エックス線装置	1点	2,000,000 円	浪花 太郎
小計	1点	2,000,000 円	

什器・備品

品名	規格数量	金額	拠出（寄附）者氏
エアコン	1点	200,000 円	浪花 太郎
小計	1点	200,000 円	

リース資産

品名	規格数量	金額	拠出（寄附）者氏
電子カルテ	1点	1,100,000 円	浪花 太郎
小計	1点	1,100,000 円	

その他

賃貸借契約書に“敷金”と記載されている場合は、「診療所用建物敷金」と記載

品名	規格数	金額	用途	拠出（寄附）者氏
ソフトウェア	1点	200,000 円	診療予約用	浪花 太郎
診療所用建物保証金	1点	800,000 円	賃貸借契約	浪花 太郎
小計	2点	1,000,000 円		

作成上の注意

1. 科目は追加しないでください。上記科目に当てはまらないものはすべて「その他」に計上してください。
2. 品名は、減価償却計算書に記載されている減価償却資産の名称等と完全に一致させてください。また、複数の資産を1項目にまとめて記載することはしないでください。
3. 各資産の金額については、以下のとおり算定してください。
 - ア 土地、建物 …………… 不動産鑑定評価書の額
※「建物」の内容が建物本体ではなく内装工事等の場合は、「建物附属設備」欄に計上し、減価償却後の簿価により算定してください。
 - イ 建物附属設備 …………… 減価償却後の簿価
 - ウ 現預金 …………… 預金残高証明書にある金額の範囲内
 - エ 医療用器械備品 …………… 減価償却後の簿価
 - オ 什器・備品 …………… 減価償却後の簿価
 - カ 電話加入権（その他）… 時価（価額の算定にかかる説明書を作成し添付してください。）
 - キ 保証金等（その他）…… 契約書の金額
※契約書に保証金の償却に関する条項がある場合は、償却後の金額（退去時に返還される金額）※減価償却については基準日があります。
4. 不動産を抛出（寄附）する場合は、不動産鑑定評価書を添付してください。
5. 現預金を抛出（寄附）する場合は、銀行等（預貯金取扱金融機関）の預金残高証明書を添付してください。
6. 車両を抛出（寄附）する場合は、車検証の写しを添付してください。
※電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写し添付してください。
また、車両は「その他」に計上し、メーカーと車種を記載してください。
7. 基金への現物抛出について、現物抛出の価額の総額が5百万円以上の場合や負債を引継ぐ場合は、公認会計士等による現物抛出財産の価額が相当である証明が必要です。
8. 医薬品・衛生材料等の減価償却資産に該当しないものは、計上しないでください。
したがって、医薬品・衛生材料等に係る買掛金を医療法人に引き継ぐこともできません。
9. 消耗品やその性質から抛出財産として適当でないものは、抛出（寄附）しないでください。
10. 2以上の医療施設を開設する場合は、それぞれの医療施設ごとに区分し、小計を設けてください。表を分ける必要はありません。

不動産を抛出する場合は、本証明書に加え、不動産鑑定評価書を添付してください。
不動産取得に係る負債を引継ぐ場合は、取得原価が分かる書類を併せて提出してください。

(参考 b - 1)

現物抛出の価額が相当である旨の証明書

抛出者の住所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏名 **浪花 太郎**

土地 **0円**

建物 **9,000,000円**

計 **9,000,000円**

基準日を記載して下さい。(4/1申請は12/31、10/1申請は6/30)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 における、上記の現物抛出の目的たる財産の価額が相当であることを証明します。

設立総会の開催日を記入して下さい。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、
税理士又は税理士法人が証明して下さい。
監事就任予定者は適当ではありません。

(個人として証明する場合)

住所 **大阪府堺市中区深沢町2470番地7塚ビル1階**

氏名 **公認会計士 塚 太郎**

登録番号 **〇〇〇〇〇〇**

F印

(法人として証明する場合)

所在地 **大阪府堺市中区深沢町2470番地7塚ビル1階**

法人名 **税理士法人〇〇事務所 代表社員 塚 太郎**

登録番号 **〇〇〇〇**

F印

総額が500万円を超える場合又は負債を引き継ぐ場合は、提出してください。

(参考b-2)

現物抛出の価額が相当である旨の証明書

抛出者の住所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏名 **浪花 太郎**

建物附属設備	2,000,000円
医療用器械備品	2,000,000円
什器・備品	200,000円
リース資産	1,100,000円
その他（ソフトウェア、診療所用建物保証金）	1,000,000円

多数の項目が計上されている場合は、「●●ほか 計●点」と記載してください。

計 **6,300,000円**

基準日を記載して下さい（4/1申請は3/31、10/1申請は9/30）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 における、上記の現物抛出の目的たる財産の価額が相当であることを証明します。

設立総会の開催日を記入して下さい

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（個人として証明する場合）

住 所 **大阪府堺市中区深沢町2470番地7塚ビル1階**

氏 名 **公認会計士 塚 太郎**

登録番号 **〇〇〇〇〇〇**

F印

（法人として証明する場合）

所 在 地 **大阪府堺市中区深沢町2470番地7塚ビル1階**

法 人 名 **税理士法人〇〇事務所 代表社員 塚 太郎**

登録番号 **〇〇〇〇**

F印

弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、
税理士又は税理士法人が証明して下さい。
監事就任予定者は適当ではありません。

(様式4)

医療法人大阪会

減価償却計算書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

減価償却資産等の名称	取得年月	取得原価	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	期首残高(〇年1月)	償却率	償却期間	当期償却費	未償却残高(期末残高)
電気設備工事	〇年〇月	6,000,000	〇〇〇〇	定率法	10年	〇〇〇〇	0.250	〇/12月	〇〇〇〇	2,000,000
エックス線装置	〇年〇月	9,500,000	〇〇〇〇	定額法	6年	〇〇〇〇	0.167	〇/12月	〇〇〇〇	2,000,000
エアコン	〇年〇月	500,000	〇〇〇〇	定額法	6年	〇〇〇〇	0.167	〇/12月	〇〇〇〇	200,000
電子カルテ	〇年〇月	1,200,000	〇〇〇〇	リース	5年	〇〇〇〇	—	〇/12月	〇〇〇〇	1,100,000
ソフトウェア	〇年〇月	500,000	〇〇〇〇	定額法	5年	〇〇〇〇	0.200	〇/12月	〇〇〇〇	200,000

(単位：円)

作成上の注意

- この様式は参考です。確定申告時に使用する電算様式等を使用しても差し支えありません。なお、電算様式等を使用する場合は、基金として拠出しない項目を削除するか、見え消し線を引いてください。
- 基準日は、本申請日の前月末（3月31日又は9月30日）としてください。
- 期首は、1月1日としてください。
- 消耗品等、医療法人に引き継がない資産は記載しないでください。なお、医療法人に引き継ぎ可能な資産及び負債については、手引きの8ページをご確認ください。
- 減価償却資産の名称等は、「設立財産目録の明細書（様式3）」及び「設立時の負債内訳書（様式5-1）」の名称と一致させてください。
- 取得年月は、元号で記載してください。
- 2ページ以上にわたる場合は、印刷範囲を調整してください。

設立時の負債内訳書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

(単位：円)

借入先	借入年月日	借入金額① (②+③)	借入金の使用		元金の返済額	元金の未返済残高	未返済額		拠出者
			拠出財産②	運転資金等③			拠出財産④	運転資金等⑤	
大手前銀行大阪支店	〇年〇月〇日	10,000,000	別紙参照	10,000,000	2,800,000	7,200,000	7,200,000		浪花 太郎
合計		10,000,000		10,000,000	2,800,000	7,200,000	7,200,000		

引継ぎ可能な負債限度額(未返済額・拠出財産④) ……A

引継ぎが認められる負債額(「現物拠出の価額が相当である旨の証明書(様式b-1,2)」の合計額からリース資産にかかる負債の引継ぎ額を控除した額) ……B

引継ぎ負債額 ……AとBのうちどちらから少ない方の金額(又はそれよりも少ない額)

7,200,000

14,200,000

7,200,000

作成上の注意

- この様式5-1を作成する場合は、必ず別紙も作成してください。別紙は次のシートにあります。
- 金銭消費貸借契約書は1ページ目だけでなく約款部分も添付が必要です。また、返済予定表は金融機関等が発行している借入日以降完済日までのものを添付してください。
- 金銭消費貸借契約書の内容に即し、基準日(3月31日又は9月30日)時点の額を記載してください。
- 運転資金等③に係る負債の引継ぎは、認められません。
- 負債を分割して引継ぐ場合は、負債の分割が可能か、事前に金融機関にご相談ください。
※金融機関の判断で、負債を分割できない場合は、負債を引き継ぐことはできません。
- 未返済額、拠出財産(④)と運転資金等(⑤)の求め方は、次の通りです。
・借入金の全額を拠出財産の取得に当てた場合(①=②の場合)：未返済額が拠出財産④となります。
・借入金の一部を拠出財産の取得に当てた場合(①=②+③の場合)：下記の例にならって、按分してください。
〈例〉当初借入金1,000万円のうち拠出財産の取得に800万円、運転資金に200万円を当て、未返済額が600万円の場合
未返済額 600万円 × 拠出財産の取得に当てた費用 800万円 ÷ 当初借入金 1,000万円 = 480万円(拠出財産④)
未返済額 600万円 - 480万円(拠出財産④) = 120万円(運転資金等⑤)
- 「引継ぎ可能な負債限度額」≦「引継ぎが認められる負債額」の場合は「引継ぎ可能な負債限度額」の全額が引継ぐことができます。
「引継ぎ可能な負債限度額」>「引継ぎが認められる負債額」の場合は「引継ぎが認められる負債額」を限度として引継ぐことができます。
(つまり、「引継ぎ可能な負債限度額」と「引継ぎが認められる負債額」のどちらか少ない方の金額を引継ぐことができます。)
- 当初借入金の全額を拠出財産の取得に当てたが、その後借換えを行った場合は、次の要領で「引継ぎ可能な負債限度額」を求めてください。
〈例〉当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で借換えを行い、新たに1,000万円の借入れ(新規借入れ400万円を含む)を行った場合
(新規借入れ400万円は、運転資金として借入れた場合)
当初借入金1,000万円 ― 【4年後】未返済額600万円
→ 借換え借入金1,000万円(新規400万円、未返済600万円) ― 【7年後】未返済額300万円 とすると、
借換え借入金の未返済額300万円 × 当初借入金の未返済額600万円 ÷ 借換え借入金1,000万円 = 「引継ぎ可能な負債限度額」180万円

設立時の負債内訳書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

(単位：円)

借入先	借入年月日	借入金額① (②+③)	借入金の使用		元金の返済額	元金の未返済残高	未返済額		拠出者
			拠出財産②	運転資金等③			拠出財産④	運転資金等⑤	
大手前銀行大阪支店	〇年〇月〇日	10,000,000	別紙参照	9,500,000	500,000	7,578,947	7,200,000	378,947	浪花 太郎
合計		10,000,000	9,500,000	500,000	2,421,053	7,578,947	7,200,000	378,947	

引継ぎ可能な負債限度額(未返済額・拠出財産④) ……A

引継ぎが認められる負債額(「現物拠出の価額が相当である旨の証明書(様式b-1,2)」の合計額からリース資産にかかる負債の引継ぎ額を控除した額) ……B

引継ぎ負債額 ……AとBのうちどちらか少ない方の金額(又はそれよりも少ない額) ……7,200,000

作成上の注意

- この様式5-1を作成する場合は、必ず別紙も作成してください。別紙は次のシートにあります。
- 金銭消費貸借契約書は1ページ目だけでなく約款部分も添付が必要です。また、返済予定表は金融機関等が発行している借入日以降完済日までのものを添付してください。
- 金銭消費貸借契約書の内容に即し、基準日(3月31日又は9月30日)時点の額を記載してください。
- 運転資金等③に係る負債の引継ぎは、認められません。
- 負債を分割して引継ぐ場合は、負債の分割が可能か、事前に金融機関にご相談ください。
※ 金融機関の判断で、負債を分割できない場合は、負債を引き継ぐことはできません。
- 未返済額の、拠出財産(④)と運転資金等(⑤)の求め方は、次の通りです。
・借入金の全額を拠出財産の取得に当てた場合(①=②の場合) : 未返済額が拠出財産④となります。
・借入金の一部を拠出財産の取得に当てた場合(①=②+③の場合) : 下記の例にならって、按分してください。
〈例〉当初借入金1,000万円のうち拠出財産の取得に当てた費用800万円、運転資金に200万円を当て、未返済額が600万円の場合
未返済額 600万円 × 拠出財産の取得に当てた費用 800万円 ÷ 当初借入金 1,000万円 = 480万円 (拠出財産④)
未返済額 600万円 - 480万円 (拠出財産④) = 120万円 (運転資金等⑤)
- 「引継ぎ可能な負債限度額」≤「引継ぎが認められる負債額」の場合は「引継ぎ可能な負債限度額」の全額が引継ぐことができます。
「引継ぎ可能な負債限度額」>「引継ぎが認められる負債額」の場合は「引継ぎが認められる負債額」を限度として引継ぐことができます。
(つまり、「引継ぎ可能な負債限度額」と「引継ぎが認められる負債額」のどちらか少ない方の金額を引継ぐことができます。)
- 当初借入金の全額を拠出財産の取得に当てたが、その後借換えを行った場合は、次の要領で「引継ぎ可能な負債限度額」を求めてください。
〈例〉当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で借換えを行い、新たに1,000万円の借入れ(新規借入れ400万円を含む)を行った場合
(新規借入れ400万円は、運転資金として借入れた場合)
当初借入金1,000万円 ― 【4年後】未返済額600万円
→ 借換え借入金1,000万円(新規400万円、未返済600万円) ― 【7年後】未返済額300万円 とすると、
借換え借入金の未返済額300万円 × 当初借入金の未返済額600万円 ÷ 借換え借入金1,000万円 = 「引継ぎ可能な負債限度額」180万円

設立時の負債内訳書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

(単位：円)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額	既支払額	負債引継額	1月あたりのリース料	拠出者
和泉リース株式会社	電子カルテ	1	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	浪花 太郎

作成上の注意

- この様式は、資産計上するリース物件を拠出し、それに係る負債を引き継ぐ場合に使用します。
- リース契約書は1ページ目だけでなく約款部分も添付が必要です。
また、支払い予定表はリース会社が発行している借入日以降完済日までのものを添付してください。
- リース物件の欄には、リース契約書に記載の物件名を正確に記載してください。
1つの契約で複数の物件をリースしている場合は、代表する物件を1つ記載して「〇〇等」と記載してください。
- リース期間は、元号で記載してください。

(様式6-1)

負債全額を法人に引き継ぐ場合

設立総会日以降、
本申請日までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

金融機関名 **株式会社大手前銀行 大阪支店**

代表者名 **支店長 前田 中央** 様

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 太郎**

印A

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する **浪花診療所** はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 **大阪会** を設立し同法人が **医療法人大阪会浪花診療所** を開設することになりました。

それぞれの契約書等の名称にあわせてください。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付**金銭消費貸借契約書**により借り受け負担している債務元 **金10,000,000円也**（令和〇〇年〇〇月〇〇日の予定額**金7,200,000円也**）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、**大阪府知事（大阪市保健所長）**に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

元金を記入

上記の件証明及び承認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会日以降、
本申請日までの日付

締結時にゴム印を押印する場合も、仮申請時には「ゴム印で押印する予定の所在地、金融機関名及び代表者名」を記載し、空欄にはしないでください。

所在地 **大阪市中央区大手前三丁目1番43号**

金融機関名 **株式会社大手前銀行 大阪支店**

代表者名 **支店長 前田 中央**

印G

原則、原契約の記名押印が必要。ただし、人事異動があった場合や、本件証明及び承認をする権限が与えられていることが確認できれば、原契約と異なる氏名・役職でも可。

作成上の注意

- この様式は参考です。金融機関等独自の様式を使用しても差し支えありません。合併等により、金融機関の名称等が契約時点と変わっている場合は、それを証明する登記事項証明書や官報等を添付してください。

(様式6-2)

負債の一部を法人に引き継ぐ場合

設立総会日以降、
本申請日までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

金融機関名 **株式会社大手前銀行 大阪支店**

代表者名 **支店長 前田 中央** 様

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 太郎**

印A

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する **浪花診療所** はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 **大阪会** を設立し同法人が **医療法人大阪会浪花診療所** を開設することになりました。

元金を記入

それぞれの契約書等の名称にあわせてください。

つきましては、私が貴行との間に締結した〇〇年〇〇月〇〇日付**金銭消費貸借契約書**により借り受け負担している債務当初 **元金10,000,000円也**（令和〇〇年〇〇月〇〇日の予定額 **金7,578,947円也**）のうち**元金7,200,000円也**及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、**大阪府知事（大阪市保健所長）**に設立認可申請書を提出するに当たり、貴行の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

設立総会日以降、
本申請日までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

締結時にゴム印を押印する場合も、仮申請時には「ゴム印で押印する予定の所在地、金融機関名及び代表者名」を記載し、空欄にはしないでください。

所在地 **大阪市中央区大手前三丁目1番43号**

金融機関名 **株式会社大手前銀行 大阪支店**

代表者名 **支店長 前田 中央**

印G

原則、原契約の記名押印が必要。ただし、人事異動があった場合や、本件証明及び承認をする権限が与えられていることが確認できれば、原契約と異なる氏名・役職でも可。

作成上の注意

- この様式は参考です。金融機関等独自の様式を使用しても差し支えありません。合併等により、金融機関の名称等が契約時点と変わっている場合は、それを証明する登記事項証明書や官報等を添付してください。

資産計上するリース物件に係る負債を法人に引き継ぐ場合

(様式6-3)

設立総会日以降、
本申請日までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

リース会社名 **和泉リース株式会社**

代表者名 **和泉 南** 様

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 太郎**

印A

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する **浪花診療所** はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 **大阪会** を設立し同法人が **医療法人大阪会浪花診療所** を開設することになりました。

それぞれの契約書等の名称にあわせてください。

つきましては、私が貴社との間に締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付 **リース契約書** によるリース物件を前記の法人へ拋出すること並びに **債務総額1,200,000円也**（令和〇〇年〇〇月〇〇日の予定額**金1,100,000円也**）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、**大阪府知事（大阪市保健所長）** に設立認可申請書を提出するに当たり、貴社の御証明及び御承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会日以降、
本申請日までの日付

締結時にゴム印を押印する場合も、
仮申請時には「ゴム印で押印する
予定の所在地、会社名及び代表者
名」を記載し、空欄にはしないで
ください。

所 在 地 **泉大津市いずみ町三丁目2番5号**

会 社 名 **和泉リース株式会社**

代 表 者 名 **和泉 南**

印I

原則、原契約の記名押印が必要。ただし、人事異動があった場合や、
本件証明及び承認をする権限が与えられていることが確認できれば、
原契約と異なる氏名・役職でも可。

作成上の注意

- この様式は参考です。金融機関等独自の様式を使用しても差し支えありません。
合併等により、金融機関の名称等が契約時点と変わっている場合は、それを証明する登記事項証明書や官報等を添付してください。

資産計上しないリース物件に係る契約の名義を変更する場合

(様式7)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

リース会社名 **大阪南リース株式会社**

代表者名 **大阪 南** 様

設立総会日以降、
本申請日までの日付

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 太郎**

印A

リ ー ス 引 継 承 認 願

私の開設する **浪花診療所** はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人 **大阪会** を設立し、同法人が、**医療法人大阪会浪花診療所** を開設することになりました。

それぞれの契約書等の名称にあわせてください。

つきましては、私が貴社との間に締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付 **リース契約書** (契約番号 **00000**) の賃借人の名義を、前記の法人設立の上は、私個人から同法人に引き継ぎたく、**大阪府知事(大阪市保健所長)** に設立認可申請書を提出するに当たり貴社の承認を得たくお願いします。

上記の件、承認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会日以降、
本申請日までの日付

締結時にゴム印を押印する場合も、仮申請時には「ゴム印で押印する予定の所在地、会社名及び代表者名」を記載し、空欄にはしないでください。

所 在 地 **岸和田市いずみ町1丁目1番1号**

会 社 名 **大阪南リース株式会社**

代 表 者 名 **大阪 南**

印I

原則、原契約の記名押印が必要。ただし、人事異動があった場合や、本件証明及び承認をする権限が与えられていることが確認できれば、原契約と異なる氏名・役職でも可。

作成上の注意

- この様式は参考です。金融機関等独自の様式を使用しても差し支えありません。合併等により、金融機関の名称等が契約時点と変わっている場合は、それを証明する登記事項証明書や官報等を添付してください。

(様式8)



設立代表者の捺印

設立総会の開催日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人 **大阪会** 設立者 様

(正) 設立代表者の住所
(誤) 医療法人の事務所予定地、診療所の所在地

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

医療法人 **大阪会**

設立代表者 **浪花 太郎**



電話番号 **072-603-1187**

基金の募集事項等の通知について

医療法人 **大阪会** の基金の募集事項等を、下記のとおり通知します。お引き受けいただける場合は、基金引受申込書を 医療法人 **大阪会** 設立代表者 **浪花 太郎** に提出をお願いします。

現物拠出額からそれに伴う負債を差し引いた金額を記載

記

現預金については、内容は記載不要。

財産の内容は、必要に応じて加除してください。「別紙一覧表のとおり」と記載し、別紙を添付することも可。

- 1 募集に係る金銭の総額 金 **10,000,000** 円
- 2 募集に係る金銭以外の財産等の内容及び価額 金 **7,000,000** 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金	10,000,000 円	
建 物	9,000,000 円	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階 Om [®]
建物附属設備	2,000,000 円	電気設備工事
医療用器械備品	2,000,000 円	エックス線装置ほか 計〇点 (別紙明細書)
什器・備品	200,000 円	エアコンほか 計〇点 (別紙明細書)
リース資産	1,100,000 円	電子カルテ
その他	1,000,000 円	ソフトウェア、診療所用建物保証金
資 産 合 計	25,300,000 円	
負 債	8,300,000 円	大手前銀行大阪支店 7,200,000 円 和泉リース(株) 1,100,000 円
差 引 額 (基金拠出額)	17,000,000 円	

設立総会議事録第5号議案七一致

複数ある場合はそれぞれの金額も記載

3 金銭の払込み又は財産の給付の期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 金銭の払込みの取扱いの場所 〇〇銀行〇〇支店

5 その他

- ① 設立認可申請中の定款を添付します。
- ② 拠出する金銭の現存を確認するため、金融機関の残高証明書の提出をお願いします。
- ③ 不動産その他の金銭以外の財産の価額を調査するため、不動産鑑定書その他財産の評価額及び当該財産に係る負債額を証明する書類(金銭消費契約書の写し等)の提出をお願いします。

診療所開設予定日の前日(2月末日または8月末日)として下さい。

※設立代表者は、拠出総額の50%以上を拠出してください。
 ※基金引受申込書は、拠出者ごとに作成します。
 ※金銭を拠出する場合は、残高証明書を添付してください。

(様式9)


 設立代表者の捺印

設立総会の開催日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人 **大阪会**

設立代表者 **浪花 太郎** 様

(正) 基金引受申込者の住所
 (誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 太郎**

印A

電話番号 **072-603-1187**

基金引受申込書

医療法人 **大阪会** の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金への拠出を引き受けたく申し込みいたします。

記

現物拠出額からそれに伴う負債を差し引いた金額を記載

- 1 引き受けようとする金銭の額 金 **6,000,000** 円
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産等の内容及びその価額 金 **7,000,000** 円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金	6,000,000 円	大手前銀行大阪支店普通預金
建 物	9,000,000 円	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階 〇㎡
建物附属設備	2,000,000 円	電気設備工事
医療用器械備品	2,000,000 円	エックス線装置ほか 計〇点 (別紙明細書)
什器・備品	200,000 円	エアコンほか 計〇点 (別紙明細書)
リース資産	1,100,000 円	電子カルテ
その他	1,000,000 円	ソフトウェア、診療所用建機保証金
資 産 合 計	21,300,000 円	
負 債	8,300,000 円	大手前銀行大阪支店 7,200,000 円 和泉リース㈱ 1,100,000 円
差 引 額 (基金拠出額)	13,000,000 円	

設立総会議事録第5号議案と一致

複数ある場合はそれぞれの金額も記載

財産の内容は、必要に応じて加除してください。「別紙一覧表のとおり」と記載し、別紙を添付することも可。

- ※1：現預金のみを拠出する設立者（設立代表者でない者に限る）がいる場合、この作成例を参照してください。
- ※2：基金引受申込書は、拠出者が各々、銀行等の残高証明書を添付し作成します。

(様式9)



拠出者の捨印

設立総会の開催日を記載してください

令和〇〇年 〇〇月〇〇日

医療法人 **大阪会**

設立代表者 **浪花 太郎** 様

(正) 基金引受申込者の住所
(誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

住 所 **大阪府高槻市春日町30番5号**

氏 名 **浪花 花子**

印 **B**

電話番号 **072-603-1187**

基金引受申込書

医療法人 **大阪会** の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり基金への拠出を引き受けたく申し込みいたします。

記

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| 1 引き受けようとする金銭の額 | 金 4,000,000 円 |
| 2 引き受けようとする金銭以外の財産等の内容及びその価額 | 金 0 円 |

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金	4,000,000 円	ゆうちょ銀行通常貯金
資 産 合 計	4,000,000 円	
負 債	0 円	
差 引 額 (基金拠出額)	4,000,000 円	

財産の内容は、必要に応じて追加及び削除を行ってください。「別紙一覧表のとおり」と記載し、別紙を添付することも可。

- ※1：残高証明書がA4サイズよりも小さい場合は、必ずA4の紙に貼り付けてください。
その場合、割印は不要です。
- ※2：証明機関が複数となっても構いませんが、残高証明基準日は同一日としてください。
なお、証明書発行日は同一日とする必要はありません。ただし、設立総会開催日まで
に取得すること。

残 高 証 明 書

浪花 太郎 様

必ず個人名義としてください。
(正) 拠出者の氏名
(誤) 診療所名義、診療所名称+設立代表者氏名

預金種別	金 額	口座番号
普通預金	田中 \9,500,000-	012345

- ・ 拠出額以上の残高が必要です。
- ・ 金額の変動がない口座としてください。
- ・ 証明日以降も拠出額を下回ることがないようにしてください。

貴名義の上記預金について、〇〇年〇月〇日現在の残高を証明いたします。

拠出者全員が同じ残高証明基準日に設定し
てください
申請日以前3ヶ月以内(4月申請：1月1
日、10月申請：7月1日)かつ設立総会開
催日以前の日付のものが有効です。

〇〇年〇月〇日

大手前銀行大阪支店

大手前
銀行印

- ※1：残高証明書がA4サイズよりも小さい場合は、必ずA4の紙に貼り付けてください。その場合、割印は不要です。
- ※2：証明機関が複数となっても構いませんが、残高証明基準日は同一日としてください。なお、証明書発行日は同一日とする必要はありません。ただし、設立総会開催日まで取得すること。

残 高 証 明 書

〇〇年〇月〇日

浪花 花子 様

必ず個人名義としてください。
 (正) 拠出者の氏名
 (誤) 診療所名義、診療所名称+設立代表者氏名

ご請求のありました〇〇年〇月〇日現在における残高は、下記のとおりであることを証明いたします。

拠出者全員が同じ残高証明基準日に設定してください
 申請日以前3ヶ月以内(4月申請：1月1日、10月申請：7月1日)かつ設立総会開催日以前の日付のものが有効です。

大阪天満橋郵便局 局長

郵便
局長印

記

【証明する貯金等の内容】

貯金の種類	記号番号	残 高	備 考
通常貯金	10000-1234567	¥4,500,000-	

- 拠出額以上の残高が必要です
- 金額の変動がない口座としてください。
- 証明日以降も拠出額を下回ることがないようしてください。

(様式10)



設立代表者の捺印

設立総会の開催日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

浪花太郎様

(正) 設立代表者の住所
(誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

住所 大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 阪会

設立代表者 浪花太郎

印A

電話番号 072-603-1187

基金の割当ての決定について

医療法人 **大阪会** の基金の引受けにお申し込みありがとうございます。下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約締結をお願いします。

記

割り当てる基金の額 金13,000,000円

(内訳)

種別	金額	内容
現金	6,000,000円	大手前銀行大阪支店普通預金
建物	9,000,000円	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階 〇㎡
建物附属設備	2,000,000円	電気設備工事
医療用器械備品	2,000,000円	エックス線装置ほか 計〇点 (別紙明細書)
什器・備品	200,000円	エアコンほか 計〇点 (別紙明細書)
リース資産	1,100,000円	電子カルテ
その他	1,000,000円	ソフトウェア、診療所用建物保証金
資産合計	21,300,000円	
負債	8,300,000円	大手前銀行大阪支店 7,200,000円 和泉リース㈱ 1,100,000円
差引額 (基金拠出額)	13,000,000円	

設立総会議事録第5号議案と一致

複数ある場合はそれぞれの金額も記載

※：現預金のみを拠出する設立者（設立代表者でないものに限る）がいる場合、この作成例を参照してください。

(様式10)

浪花花子様


設立代表者の捨印

設立総会の開催日を記載してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(正) 設立代表者の住所
(誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

住所 大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花太郎


印

電話番号 072-603-1187

基金の割当ての決定について

医療法人 **大阪会** の基金の引受けにお申し込みありがとうございます。下記に定める基金の額を割り当てることを決定しました。ご了解の上は、当該基金の拠出に関する契約締結をお願いします。

記

割り当てる基金の額 金**4,000,000**円

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金	4,000,000 円	ゆうちょ銀行通常貯金
資 産 合 計	4,000,000 円	
負 債	0 円	
差 引 額 (基金拠出額)	4,000,000 円	

**設立代表者（理事長就任予定者）または
その他の設立者が、現金及び現物を拠出する場合**

- ※1 基金拠出契約書は、拠出者ごとに作成するため、拠出者の数だけ必要になります。
- ※2 設立代表者以外の方が現金及び現物を拠出する場合、押印（割印・捨印含む）は2名分必要ですのでご注意ください。
(参考c-1)



拠出者、設立代表者の捨印

医療法人 大阪会 基金拠出契約書

医療法人 **大阪会** 設立代表者 **浪花 太郎**（以下「甲」という。）と **浪花 太郎**（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 **大阪会** 基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、**大阪府知事（大阪市保健所長）**の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人 **大阪会**」（理事長：**浪花 太郎**、事務所所在地：**大阪府茨木市大住町二丁目1番22号**）と読み替える。

第1条 乙は、甲の基金のうち第2条で定める額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 **13,000,000** 円

「基金の割当ての決定について」の記載と一致させてください。

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
現 預 金	6,000,000 円	大手前銀行大阪支店普通預金
建 物	9,000,000 円	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階 Omf
建物附属設備	2,000,000 円	電気設備工事
医療用器械備品	2,000,000 円	エックス線装置ほか 計〇点（別紙明細書）
什器・備品	200,000 円	エアコンほか 計〇点（別紙明細書）
リース資産	1,100,000 円	電子カルテ
そ の 他	1,000,000 円	ソフトウェア、診療所用建物保証金
資 産 合 計	21,300,000 円	
負 債	8,300,000 円	大手前銀行大阪支店 7,200,000 円 和泉リース㈱ 1,100,000 円
差 引 額 (基金拠出額)	13,000,000 円	

設立総会議事録第5号議案と一致

複数ある場合はそれぞれの金額も記載

「基金の募集事項等の通知について」の「3. 金銭の払込み又は財産の給付の期限」の日付と一致させてください。

第3条 乙は、令和〇〇年〇〇月〇〇日 までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かずに振り込まなければならない。また、前条の財産（以下「現物拠出財産」という。）を給付しなければならない。



拠出者、設立代表者の捺印

第4条 乙は、拠出金の払込み又は現物拠出財産の給付（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

医療法人として診療所を開設後、最初の決算を承認する定時社員総会開催月の初日の日以降の日を記載してください。

（例）会計年度9月1日から8月31日 定時社員総会開催月8月と10月の場合
→最初の決算を承認する定時社員総会開催月の初日：
令和〇年10月1日

第7条 甲は、令和〇〇年〇〇月〇〇日 までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

複数枚にわたる場合は契約者の割印が必要





拠出者、設立代表者の捺印

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(正) 設立代表者の住所
(誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

設立総会の開催日以降かつ本申請
までの日付を記載すること

甲 大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花太郎

印A

乙 大阪府高槻市春日町30番5号

浪花太郎

印A

複数枚にわたる場合は契約者の割印が必要



設立代表者（理事長就任予定者）以外の設立者が
現金のみを拠出する場合

※基金拠出契約書は、拠出者ごとに作成するため、拠出者の数だけ必要になります。

(参考c-2)



医療法人 **大阪会** 基金拠出契約書

医療法人 **大阪会** 設立代表者 **浪花 太郎**（以下「甲」という。）と **浪花 花子**（以下「乙」という。）とは、乙が行う「医療法人 **大阪会** 基金」（以下「基金」という。）の拠出に関して、以下のとおり契約を締結する。なお、この契約は、**大阪府知事（大阪市保健所長）**の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人が成立した日をもって、甲の表示は、「医療法人 **大阪会**」（理事長：**浪花 太郎**、事務所所在地：**大阪府茨木市大住町二丁目1番22号**）と読み替える。

第1条 乙は、甲の基金のうち第2条で定める額を引き受けることを受諾する。

第2条 乙が拠出する基金の額は、以下のとおりとする。

基金の額 金 **4,000,000** 円

「基金の割当ての決定について」の記載と一致させてください。

(内 訳)

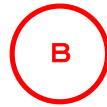
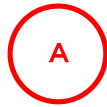
種 別	金 額	内 容
現 預 金	4,000,000 円	ゆうちょ銀行通常貯金
資 産 合 計 (基金拠出額)	4,000,000 円	

「基金の募集事項等の通知について」の「3. 金銭の払込み又は財産の給付の期限」の日付と一致させてください。

第3条 乙は、令和〇〇年〇〇月〇〇日 までに、前条の金銭（以下「拠出金」という。）を甲の指定銀行口座に振込手数料を差し引かず振り込まなければならない。

第4条 乙は、拠出金の払込み（以下「拠出の履行」という。）に係る債務と甲に対する債権とを相殺することができない。

第5条 乙は、第3条の期日までに、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。



拠出者、設立代表者の捺印

第6条 甲は、乙が拠出した第2条の基金の額について、この契約の定めるところに従い返還義務を負う。

医療法人として診療所を開設後、最初の決算を承認する定時社員総会開催月の初日の日以降の日を記載してください。

(例) 会計年度9月1日から8月31日 定時社員総会開催月8月と10月の場合
→最初の決算を承認する定時社員総会開催月の初日：
令和〇年10月1日

複数枚にわたる場合は契約者の割印が必要

第7条 甲は、令和〇〇年〇〇月〇〇日 までは拠出された基金を返還しない。

第8条 甲は、第7条の期日が到来した後のある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 1 基金（代替基金を含む。）
- 2 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

第9条 第8条の規定に違反して甲が基金の返還を行った場合には、乙及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、甲に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負うものとする。

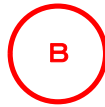
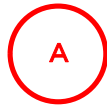
第10条 第8条の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、乙は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を甲に対して返還することを請求することができる。

第11条 甲は、基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12条 甲が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる。

第13条 この契約に関し、疑義が生じた場合、その他この契約に規定しない事項が生じた場合は、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。





提出者、設立代表者の捨印

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(正) 設立代表者の住所
(誤) 医療法人の事務所・診療所予定地

設立総会の開催日以降かつ本申請
までの日付を記載すること

複数枚にわたる場合は契約者の割印が必要

甲 大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花太郎



乙 大阪府高槻市春日町30番5号

浪花花子



※歯科診療所を開設されている場合は、歯科用の様式を使用してください。

(様式11)

医療法人の開設する診療施設の概要

1. 名称	医療法人大阪会 浪花診療所
2. 所在地	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階
3. 診療科目	内科、消化器内科
4. 従事者の定員 (常勤換算)	医師 1.0 名 看護師 2.0 名 准看護師 名 薬剤師 名 〇〇〇〇 名 〇〇〇〇 名 その他 5.5 名 その他の内訳 ・受付 4.0 名 ・事務員 1.5 名 ・助手 名 ・〇〇〇〇 名
5. 管理者	医師氏名 浪花 太郎 医籍登録年月日 平成5年5月18日 医籍登録番号 第 321987 号
6. 常勤従事医師	医師氏名 —
7. 敷地面積	180.08 m ²
8. 建物の構造及び面積	構造種別 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 診療所面積 契約面積: 123.45 m ² (うち届出面積: 123.45 m ²)
9. 病室	0 室 0 床
10. 診療所開設年月日 (現診療所開設年月日)	令和〇年〇月1日 平成27年4月1日

作成上の注意

- 1 名称は、定款第4条と一致させてください。
- 2 所在地は、定款第4条と一致させてください。
- 3 診療科目は、保健所に届け出ている診療科目と一致させてください。
- 4 従事者の定員のその他には、受付、事務員及び助手等の合計人数を記載してください（自動計算されます）。
- 5 受付と事務員を兼ねている場合は、受付兼事務員と記載してください。
- 6 従事者の定員は、小数第2位を四捨五入して常勤換算で記載してください。
〈例〉診療日が週4日のクリニックで、常勤医師1名と、週2日フルタイム勤務の非常勤医師1名がいる場合
◆ $1名 + 0.5名 = 1.5名$
〈例〉診療日が週4日（診療時間が1日あたり6時間＝1週間あたり24時間）のクリニックで、常勤事務員1名と、週2日1日あたり3時間（1週間あたり6時間）のみ勤務する非常勤事務員3名がいる場合
◆ 週2日（週6時間）のみ勤務する事務員の常勤換算 $6時間 / 24時間 = 0.25名$
◆ $1名 + 0.25 \times 3名 = 1.75名 \rightarrow$ 四捨五入 $\rightarrow 1.8名$
ただし、職員給与等内訳表（様式15-2,3,4）の職員の人数は、この様式11の記載に関わらず、常勤換算せず実際の人数を記載してください。
- 6 常勤従事医師は、管理医師を除く常勤の従事医師を記載してください。管理医師のほかにも常勤の従事医師がない場合は、「一」と記載してください。
- 7 敷地面積は、保健所への届出面積と一致させてください。
- 8 建物の構造及び面積の構造種別は、建物の全部事項証明書の構造欄と一致させてください。
- 9 建物の構造及び面積の診療所面積（契約面積）は、賃貸借契約書に記載された面積と一致させてください。
※一致しない場合は理由書を添付してください。
- 10 建物の構造及び面積の診療所面積（届出面積）は、保健所への届出面積と一致させてください。
- 11 診療所開設年月日は、申請月に合わせて記載してください。
※4月申請は同年9月1日、10月申請は翌年3月1日
- 12 現診療所開設年月日は、保健所への届出と一致させてください。
※保健医療機関の指定日とは異なりますのでご注意ください。

※初年度が12か月あれば、初年度及び次年度分を作成してください。
※初年度が12か月未満の場合は、次々年度分を加えた3年分を作成してください。
※法人設立後、法人運営、事業展開上特記することがあれば、適宜追記してください。

(様式12)

医療法人 大阪会 事業計画

初年度（令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月）

法人設立後の診療所開設の月からとすること
(10月申請は3月、4月申請は9月)。

初年度においては、科学的で適正な（**歯科**）医療の普及を図ると共に、医療内容の充実を図り、もって、地域住民の健康増進に寄与するよう、本法人の基礎を確立する。

（**歯科**）は、医科の場合は削除すること。

次年度（令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月）

次年度においては、初年度に引き続いて、科学的で適正な（**歯科**）医療の普及を図ると共に、医療内容の充実を図り、もって、地域住民の健康増進に寄与するよう、本法人の基礎を確立する。

（**歯科**）は、医科の場合は削除すること。

次々年度（令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月）

次々年度においては、次年度に引き続いて、科学的で適正な（**歯科**）医療の普及を図ると共に、医療内容の充実を図り、地域住民の健康増進に寄与する。また、適正な法人運営を行い、地域医療の持続性を確保する。

（**歯科**）は、医科の場合は削除すること。

※歯科診療所を開設されている場合は、歯科用の様式を使用してください。
(様式13-1)

医療法人大阪会

収支予算書

初年度 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月 (6 か月)
 次年度 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月 (12 か月)
 次々年度 令和〇〇年〇〇月 ~ 令和〇〇年〇〇月 (12 か月)

1 収入

(単位:円)

科目	初年度	次年度	次々年度	内容説明
医業収入	42,170,000 円	84,340,000 円	84,340,000 円	
医業収入	42,150,000 円	84,300,000 円	84,300,000 円	
自費収入	150,000 円	300,000 円	300,000 円	
保険収入	42,000,000 円	84,000,000 円	84,000,000 円	
〇〇収入				
室料差額				
その他の医業収入	20,000 円	40,000 円	40,000 円	
文書料	20,000 円	40,000 円	40,000 円	診断書作成
雑収入				
医業外収入	50,000 円	100,000 円	100,000 円	
受取利息	40,000 円	80,000 円	80,000 円	預金利息
その他の収入	10,000 円	20,000 円	20,000 円	
計	42,220,000 円	84,440,000 円	84,440,000 円	

2 支出

科目	初年度	次年度	次々年度	内容説明
医業費用…A	28,190,000 円	56,380,000 円	56,380,000 円	
人件費	20,250,000 円	40,500,000 円	40,500,000 円	
職員給与	11,250,000 円	22,500,000 円	22,500,000 円	賞与・手当等含む
役員報酬	8,000,000 円	16,000,000 円	16,000,000 円	
退職金				
法定福利費用	1,000,000 円	2,000,000 円	2,000,000 円	
材料費	5,350,000 円	10,700,000 円	10,700,000 円	
医薬品費	5,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円	
診療材料費	300,000 円	600,000 円	600,000 円	
給食材料費				
医療消耗器具費	50,000 円	100,000 円	100,000 円	
経費	2,110,000 円	4,220,000 円	4,220,000 円	
福利厚生費	200,000 円	400,000 円	400,000 円	
旅費交通費	20,000 円	40,000 円	40,000 円	
通信費	50,000 円	100,000 円	100,000 円	
消耗品費	60,000 円	120,000 円	120,000 円	
車両費	80,000 円	160,000 円	160,000 円	
会議費	20,000 円	40,000 円	40,000 円	
水道光熱費	500,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	
修繕費				
賃借料	600,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	@家賃100,000円
保険料	80,000 円	160,000 円	160,000 円	火災保険
交際費	200,000 円	400,000 円	400,000 円	
広告費	30,000 円	60,000 円	60,000 円	
諸会費	200,000 円	400,000 円	400,000 円	医師会費
租税公課	50,000 円	100,000 円	100,000 円	
雑費	20,000 円	40,000 円	40,000 円	
委託費	30,000 円	60,000 円	60,000 円	
研究研修費	200,000 円	400,000 円	400,000 円	
借入金返済(利息含む)	250,000 円	500,000 円	500,000 円	
医業外費用	0 円	0 円	0 円	
雑費				
計	28,190,000 円	56,380,000 円	56,380,000 円	

3 収支差額

1) 収入計 ①	42,220,000 円	84,440,000 円	84,440,000 円
2) 支出計 ②	28,190,000 円	56,380,000 円	56,380,000 円
3) 収支差額 ①-②	14,030,000 円	28,060,000 円	28,060,000 円

4 基金拠出する運転資金

A 初年度医業費用	28,190,000 円
B 2か月分の医業費用 (A÷初年度月数×2か月)	9,396,667 円
C 差入保証金	0 円
D 差入保証金を含めた2か月分の医業費用 (B+C)	9,396,667 円

拠出する現預金	10,000,000 円
---------	--------------

作成上の注意

- 1 初年度が12か月分あれば2年度分で結構ですが、初年度が12か月未満なら3年度分が必要です。
- 2 内容に疑義がある場合、別途個人診療所の確定申告書の写しを求める場合があります。
- 3 項目を加除する場合は、自動計算に齟齬が生じる可能性がありますので、計算に誤りが無いか確認してください。
- 4 2か月分の医業費用は、小数点以下を切り上げて算出してください。(四捨五入・切り捨ては不可です。)

※歯科診療所を開設されている場合は、歯科用の様式を使用してください。

(様式13-2)

医療法人大阪会

初年度 職員給与等内訳表

<職員給与>

(単位：円)

職種	常勤	一人当たり 月額給与	月額給与計	年間給与計 6 か月分	年間賞与・ 手当等	年間計
	非常勤					
医師	名					
	名					
看護師	2名	250,000	500,000	3,000,000	1,500,000	4,500,000
	名					
准看護師	名					
	名					
薬剤師	名					
	名					
受付	4名	200,000	800,000	4,800,000	1,200,000	6,000,000
	名					
事務員	名					
	1名	100,000	100,000	600,000	150,000	750,000
助手	名					
	名					
合計						11,250,000

<役員報酬>

(単位：円)

氏名	役職	常勤・非常勤の別	年間の金額	備考
浪花 太郎	理事長	常勤	5,000,000	医師としての給与を含む
浜風 翼	理事	常勤	2,500,000	事務員としての給与を含む
浪花 花子	理事	非常勤	250,000	
白鳥 山彦	監事	非常勤	250,000	
合計			8,000,000	

作成上の注意

- 初年度の職員数は、医療法人の開設する診療施設の概要(様式11)の職員数と一致させてください。ただし、医療法人の開設する診療施設の概要(様式11)において非常勤職員を常勤換算により小数で記載している場合は、この「給与等内訳表(様式13-2,3,4)」では常勤換算をせずに実際の人数を記載してください。
- 初年度の「年間給与計」の「(か月)」欄は、法人として診療所等を開設してから会計期末までの期間を入力してください。
- 医療法人の職員(医師や看護師、事務員等)として勤務している役員の給与及び役員報酬は、年間の総額を<役員報酬>欄に記載し、備考欄に「医師としての給与を含む」などと記載してください。
- 合計額は、収支予算書(様式13-1)の「職員給与」「役員報酬」の額と一致させてください。(自動で入力されます。)
- 職種は、必要に応じて加除、修正してください。
- <役員報酬>について、役員全員分を記載してください。また、0円の場合、「0」を記載してください。※セルの書式が「数値」となっているため、「0」を入力する場合、「'0」と入力してください。
- 次々年度の職員給与等内訳表(様式13-4)は、初年度が12か月分ある場合、作成する必要はありません。

※歯科診療所を開設されている場合は、歯科用の様式を使用してください。

(様式13-3)

医療法人大阪会

次年度 職員給与等内訳表

<職員給与>

(単位：円)

職種	常勤	一人当たり 月額給与	月額給与計	年間給与計 12 か月分	年間賞与・ 手当等	年間計
	非常勤					
医師	名					
	名					
看護師	2名	250,000	500,000	6,000,000	3,000,000	9,000,000
	名					
准看護師	名					
	名					
薬剤師	名					
	名					
受付	4名	200,000	800,000	9,600,000	2,400,000	12,000,000
	名					
事務員	名					
	1名	100,000	100,000	1,200,000	300,000	1,500,000
助手	名					
	名					
合計						22,500,000

<役員報酬>

(単位：円)

氏名	役職	常勤・非常勤の別	年間の金額	備考
浪花 太郎	理事長	常勤	10,000,000	医師としての給与を含む
浜風 翼	理事	常勤	5,000,000	事務員としての給与を含む
浪花 花子	理事	非常勤	500,000	
白鳥 山彦	監事	非常勤	500,000	
合計			16,000,000	

作成上の注意

- 1 初年度の職員数は、医療法人の開設する診療施設の概要（様式11）の職員数と一致させてください。ただし、医療法人の開設する診療施設の概要（様式11）において非常勤職員を常勤換算により小数で記載している場合は、この「給与等内訳表（様式13-2,3,4）」では常勤換算をせずに実際の人数を記載してください。
- 2 初年度の「年間給与計」の「（ か月）」欄は、法人として診療所等を開設してから会計期末までの期間を入力してください。
- 3 医療法人の職員（医師や看護師、事務員等）として勤務している役員の給与及び役員報酬は、年間の総額を役員報酬欄に記載し、備考欄に「医師としての給与を含む」などと記載してください。
- 4 合計額は、収支予算書（様式13-1）の「職員給与」「役員報酬」の額と一致させてください。（自動で入力されます。）
- 5 職種は、必要に応じて加除、修正してください。
- 6 <役員報酬>について、役員全員分を記載してください。また、0円の場合、「0」を記載してください。※セルの書式が「数値」となっているため、「0」を入力する場合、「'0」と入力してください。
- 7 次々年度の職員給与等内訳表（様式13-4）は、初年度が12か月分ある場合、作成する必要はありません。

※歯科診療所を開設されている場合は、歯科用の様式を使用してください。

(様式13-4)

医療法人大阪会

次々年度 職員給与等内訳表

<職員給与>

(単位：円)

職種	常勤	一人当たり 月額給与	月額給与計	年間給与計 12 か月分	年間賞与・ 手当等	年間計
	非常勤					
医師	名					
	名					
看護師	2名	250,000	500,000	6,000,000	3,000,000	9,000,000
	名					
准看護師	名					
	名					
薬剤師	名					
	名					
受付	4名	200,000	800,000	9,600,000	2,400,000	12,000,000
	名					
事務員	名					
	1名	100,000	100,000	1,200,000	300,000	1,500,000
助手	名					
	名					
合計						22,500,000

<役員報酬>

(単位：円)


氏名	役職	常勤・非常勤の別	年間の金額	備考
浪花 太郎	理事長	常勤	10,000,000	医師としての給与を含む
浜風 翼	理事	常勤	5,000,000	事務員としての給与を含む
浪花 花子	理事	非常勤	500,000	
白鳥 山彦	監事	非常勤	500,000	
合計			16,000,000	

作成上の注意

- 1 初年度の職員数は、医療法人の開設する診療施設の概要（様式11）の職員数と一致させてください。ただし、医療法人の開設する診療施設の概要（様式11）において非常勤職員を常勤換算により小数で記載している場合は、この「給与等内訳表（様式13-2,3,4）」では常勤換算をせずに実際の人数を記載してください。
- 2 初年度の「年間給与計」の「（ か月）」欄は、法人として診療所等を開設してから会計期末までの期間を入力してください。
- 3 医療法人の職員（医師や看護師、事務員等）として勤務している役員の給与及び役員報酬は、年間の総額を<役員報酬>欄に記載し、備考欄に「医師としての給与を含む」などと記載してください。
- 4 合計額は、収支予算書（様式13-1）の「職員給与」「役員報酬」の額と一致させてください。（自動で入力されます。）
- 5 職種は、必要に応じて加除、修正してください。
- 6 <役員報酬>について、役員全員分を記載してください。また、0円の場合、「0」を記載してください。※セルの書式が「数値」となっているため、「0」を入力する場合、「0」と入力してください。
- 7 次々年度の職員給与等内訳表（様式13-4）は、初年度が12か月分ある場合、作成する必要はありません。

※履歴書は、設立者（役員）全員のものを提出してください。印鑑登録証明書は1通取り寄せること。
 （申請にあたって証明書の有効期限は以前3ヶ月以内です。）
 （様式14）


本人の捺印 

履 歴 書			
現住所	大阪府高槻市春日町30番5号		
ふりがな	なにわ たろう		
氏 名	浪花 太郎		
生年月日	昭和44年9月9日		
学 歴	自 S62年4月	天王寺大学医学部 在学	大学名及び学部名を記載すること。 (学科名、専攻までは記載不要です。)
	至 H5年3月		
	自 年 月		
	至 年 月		
職 歴	自 H5年4月	天王寺大学医学部附属病院 第1内科研究生	
	至 H7年3月		
	自 H7年4月	夕日が丘病院 内科医員	
	至 H13年1月		
	自 H13年2月	無職 ※1	
	至 H13年3月		
	自 H13年4月	カーネル大学医学部 留学	
	至 H14年3月		
自 H14年4月	浪花診療所 開設		
至 年 月			
	診療を開始した月でなく、 開設した月を記載	厚生労働省医師等資格確認検索上に 登録されているか確認してください。	現在に至る ※2
医籍登録年月日	平成5年5月18日	医籍登録番号	321987
賞罰の有無	なし	ある場合はその内容も記入	
医療法第46条の5第5項が準用する同法 46条の4第2項に規定される欠格事項の有無	なし		
当該医療法人と取引関係にあ る営利法人等役員との兼務	なし		
(弁護士、公認会計士、税理士の場合) 当該医療法人との顧問関係の有無 ※3	なし		
上記のとおり相違ありません。			
令和〇〇年〇〇月〇〇日			浪花 太郎 

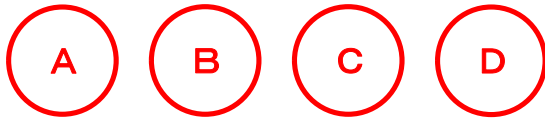
印鑑証明書を添付してください。空日期間を作らなさい。無職の場合は無職と記載。

- ※1 無職の期間は「無職」と記載してください。
- ※2 現職の場合は必ず「現在に至る」を記載してください。
- ※3 当該医療法人と顧問関係にある個人・法人の代表者の場合は、その内容を記載してください。

※印鑑登録証明書が小さい場合はA4版の台紙に貼り付けてください。
 ※本申請から3か月以内（4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降）に発行されたものを提出して下さい。

印鑑登録証明書	
氏名	浪花 太郎
No.	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
印鑑	昭和44年9月9日 
<p>上記は、印鑑登録原票の謄本であることを証明する、</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">証〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 高槻市長 相葉 遼</p> <p style="text-align: right;">高槻市 長之印</p>	

旧字・異体字が使用されている場合は、申請書類全てで旧字・異体字を使用してください（常用漢字に直して記載しないでください）。
 なお、旧字・異体字をパソコン上で表示できない（変換できない）場合は、申立書を添付してください。



役員全員の実印による捺印が必要

(様式15)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日

医療法人 **大阪会**
設立代表者 **浪花 太郎** 様

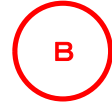
理事長及び理事

浪花 太郎



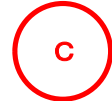
理事

浜 風 翼



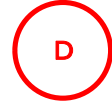
理事

浪花 花子



監事

白 鳥 山 彦



役員就任承諾書

私等は医療法人 **大阪会** 設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

また、役員として、医療法、その他の法令及び定款の規定に従い、職務を行います。

管理者の捺印

A

(様式16)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会開催日

医療法人 **大阪会**
設立代表者 **浪花 太郎** 様

氏 名 **浪花 太郎**

印A

管理者就任承諾書

設立総会開催日

令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の医療法人 **大阪会** の設立総会において、医療法人 **大阪会** が開設しようとする **医療法人大阪会 浪花診療所** 管理者に選任され、その就任を承諾します。

定款第4条の診療所名と一致させてください。

(様式17)

役員及び社員の名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

医療法人大阪会

役員名	職務代理位 順位	氏名	生年月日	年齢	住所	職業	親族等の関係
理事長		浪花 太郎	昭和44年9月9日	52	大阪府高槻市春日町30番5号	医師	浪花花子の父
理事	1	浜風 翼	昭和39年3月9日	58	大阪府東大阪市弥生町21番33号メゾン弥生117号室	事務員	なし
理事	2	浪花 花子	昭和61年2月27日	36	大阪府高槻市春日町30番5号	会社員	浪花太郎の子
				0			
				0			
監事		白鳥 山彦	昭和40年7月1日	56	大阪府堺市西区津久野町777番地	税理士	なし
		計		4名			

氏名	生年月日	年齢	住所	職業	基金拠出額 [単位：円]
浪花 太郎	昭和44年9月9日	52	大阪府高槻市春日町30番5号	医師	13,000,000円
浜風 翼	昭和39年3月9日	58	大阪府東大阪市弥生町21番33号メゾン弥生117号室	事務員	0円
浪花 花子	昭和61年2月27日	36	大阪府高槻市春日町30番5号	会社員	4,000,000円
		0			0円
		0			0円
白鳥 山彦	昭和40年7月1日	56	大阪府堺市西区津久野町777番地	税理士	0円
		計		17,000,000円	

作成上の注意

- 1 従業員の親族並びに当該医療法人と顧問関係にある個人及び法人の代表者が監事に就任することは適当ではありません。
※医療法人の役員配偶者及び三親等以内の親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- 2 右上の日付は設立総会開催日としてください。（本申請日ではありません。）
- 3 役員及び社員の全員について記載してください。
- 4 住所は、都道府県から記載してください。ただし、大阪市や京都市など都道府県名と同名の市にお住まいの場合は、市から記載してください。
例：大阪府大阪市→大阪市 兵庫県神戸市→兵庫県神戸市
- 5 氏名、生年月日及び住所は、印鑑登録証明書どおりに記載してください。ただし、〇丁目の部分は必ず漢数字としてください。
（例：一丁目2番3号〇〇ビル4階）
- 6 職業は、具体的に記載してください。無職の場合は空欄とせず、「無職」と記載してください。また、設立概要（様式20）の記載と一致させてください。
- 7 親族等の関係は、以下のように役員相互の関係を全て列挙し、省略せずに記載してください。
〈例〉理事長A(女性)と理事B(男性)が婚姻関係にあり、理事Cがその子どもである場合
理事長Aの親族等の関係 → Bの配偶者、Cの母
理事Bの親族等の関係 → Aの配偶者、Cの父
理事Cの親族等の関係 → A・Bの子

(参考 e - 1)

① 設立者（役員就任予定者）が所有している不動産（の一部）を診療所として使用する場合
※これは（参考 a）設立総会議事録第8号議案の①と対になります。
※（案）ですので収入印紙は不要です。
※設立代表者等の居宅部分を賃貸借することはできません。

不動産賃貸借契約書（案）

貸主 **浪花 太郎**（以下甲という）と借主 医療法人 **大阪会**（以下乙という）

との間において、次のとおり不動産賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記建物（以下本件建物という）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

住居表示 **大阪府茨木市大住町二丁目1番22号**

建物の表示

所在 **大阪府茨木市大住町二丁目1番地22**

家屋番号 **1番22**

構造 **鉄筋コンクリート造陸屋根7階建**

床面積 **350.25㎡**

賃貸借物件の表示

契約面積 **123.45㎡（2階部分）**

第2条 乙は本件建物を診療所以外の目的に使用してはならない。

申請月（法人診療所開設日）に合わせて記載すること
（10月申請は翌年3月1日、
4月申請は同年9月1日）。

第3条 本契約の契約期間は、**令和〇年〇月1日から令和〇年〇月末日**までの**10年間**とし、賃貸借契約を終了させる意思表示が甲乙双方からない間は、自動的に継続される。

原則として、概ね10年以上の契約が必要です。なお、契約期間が10年未満の場合、賃貸借契約を終了させる意思表示が双方からない場合は「自動的に更新される」旨の条項があれば結構です。

第4条 1. 賃料は（月額）**100,000円（税込）**と定め、乙は毎月末日限り当月分を甲の住所に持参若しくは送金して支払う。（遅延利息は年利〇%とする）

2. 1ヶ月未満の家賃は日割計算とする。

3. 第1項の賃料が、物価の変動、公租公課の増減、近隣賃料との比較等により不相当となったときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

賃料について、設定の根拠資料を求める場合があります。

第5条 敷金の受け渡しはないものとする。

第6条 乙は次の各号に掲げる費用を負担する。

- 一 内部造作及びこれに類するものの契約期間中の修繕費用
- 二 電気、ガス、水道、電話の使用料
- 三 衛生費その他これに類する費用

第7条 1. 乙は本件建物を清潔に保持し、修繕その他造作の新設の必要が生じた場合には速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2. 乙は本件建物を明渡す場合、乙の費用で原状に回復しなければならない。

以上を明らかにするために、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

契約は医療法人が成立（登記）し、理事会で承認を受けた後となりますので、日付は空白にしてください。

貸主(甲) **大阪府高槻市春日町30番5号**

浪花 太郎

借主(乙) **大阪府茨木市大住町二丁目1番22号大住町ビル2階**

医療法人 **大阪会**

理事長 **浪花 太郎**

契約書案のため押印は不要です。

(参考 e-2)

② 現行の契約条件を踏襲して、法人設立後に改めて契約を締結する場合（覚書方式）
※これは（参考 a）設立総会議事録第 8 号議案の②と対になります。
※現行賃貸借契約書の写しを添付してください。

賃貸借契約についての覚書

甲： ヤマト不動産株式会社 と乙： 浪花 太郎 とで、すでに〇〇年〇〇月〇〇日付締結中の 大阪府茨木市大住町二丁目 1 番 2 2 号 所在の 大住町ビル 2 階 の賃貸借契約については、医療法人設立後、現行契約を下記の通り変更した賃貸借契約を新たに締結することを決定したので、後日のため覚書を締結する。

記

1 賃借人（乙）名義

（現行） 大阪府高槻市春日町 3 0 番 5 号

浪花 太郎

（新規） 大阪府茨木市大住町二丁目 1 番 2 2 号

医療法人大阪会

新たに契約を締結するため、保証金（敷金・礼金）が必要な場合は抛出現預金の算定額に計上する必要があります。

保証金を医療法人に引継ぎ、保証金の返還規定がある場合、返還は医療法人に行われることとなります。返還予定額は基金として抛出することが可能です。

2 契約条件

現行のとおりとする。ただし、保証金（敷金・礼金）については、設立する医療法人に引継ぐものとする。

契約書の記載内容に合わせて名称を変更してください。

3 契約期間

（現行の契約期間が 10 年以上の場合）

契約期間は現行契約と同一（10年間）とする。

（現行の契約期間が 10 年未満で、自動更新規定がある場合）

契約期間は現行契約と同一（5年間）とし、契約期間満了時には契約書第 3 条の規定により自動的に更新する予定であることを甲乙合意するものとする。

（現行の契約期間が 10 年未満で、自動更新規定がない場合）

契約期間は現行契約と同一（5年間）とし、契約期間満了時には契約更新について協議することを甲乙合意するものとする。

※診療所用不動産賃貸借契約の更新等に係る申立書（参考 g-1）を添付

（定期借家契約の場合）

契約期間は現行契約と同一（20年間）とし、契約期間満了時には再契約について協議することを甲乙合意するものとする。

※診療所用不動産賃貸借契約の更新等に係る申立書（参考 g-2）を添付

設立総会開催日以降本申請までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲： 大阪市中央区谷町一丁目 1 番 1 号

ヤマト不動産株式会社

代表取締役 大和 一郎

実印

乙： 大阪府高槻市春日町 3 0 番 5 号

浪花 太郎

A

転居等により設立代表者の住所が原契約締結時と異なっている場合は、以下のように旧住所と新住所を併記してください。

乙：（新住所）大阪府高槻市春日町 3 0 番 5 号
（旧住所）大阪府門真市島頭五丁目 2 番 7 号

③ 既に締結している契約の貸主の名義を、医療法人に変更する場合（特約方式）
※これは（参考 a）設立総会議事録第8号議案と対になります。
※特約条項を付記した現行賃貸借契約書の写しを添付してください。

（参考 e - 3）

建物賃貸借契約書

（中略）

（契約の締結）

第1条 貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、頭書（2）に記載するとおりとする。

2 甲及び乙は、契約期間が満了する〇ヶ月前までに協議の上、本契約を更新することができる。

（中略）

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関する紛争については、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（協議事項）

第19条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、民法その他の関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について以上のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、署名または記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

貸主（甲） 大阪市中央区谷町一丁目1番1号

ヤマト不動産株式会社

代表取締役 大和 一郎

実印

借主（乙） 大阪府高槻市春日町30番5号

浪花 太郎

A

連帯保証人 大阪府高槻市春日町10番10号

氏名 浪花 二郎

実印

設立総会開催日以降本申請までの日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第20条（特約条項）追加

甲 大阪市中央区谷町一丁目1番1号

ヤマト不動産株式会社

代表取締役社長 大和 一郎

実印

乙 大阪府高槻市春日町30番5号

浪花 太郎

A

余白に特約条項を追記し、甲乙が署名押印（実印）します。

（特約条項）

第20条 甲及び乙は、乙が医療法人大阪会設立の上は、乙の表示を医療法人大阪会（理事長：浪花 太郎、所在地：大阪府茨木市大住町二丁目1番22号大住町ビル2階）と読み替えることに同意する。

2 本条項は、大阪府知事（大阪市保健所長）の医療法人大阪会設立認可後、医療法人大阪会浪花診療所の開設日に発効する。

保証金の返還規定がある場合、返還は医療法人に行われることとなります。
返還予定額は基金として拠出することが可能です。

(参考 f)

大阪府知事（大阪市保健所長）様

大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花 太郎

A

診療所用不動産の転貸に係る申立書

私 浪花 太郎 が個人開設している 浪花診療所 の建物は、所有者 水都銀行株式会社 から賃借している 水都不動産株式会社 が、所有者の同意を得て転貸している物件です。つきましては、診療所用不動産の賃貸借契約書上の貸主は不動産登記上の所有名義人ではありませんが、所有者との賃貸借契約に基づき転貸する権限を有しております。

以上

契約期間が 10 年未満で自動更新規定がない場合
※定期借家契約の場合は参考 g-2 をご確認ください。

(参考 g-1)

大阪府知事（大阪市保健所長） 様

大阪府高槻市春日町 30 番 5 号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花 太郎

A

診療所用不動産賃貸借契約の更新等に係る申立書

今般、設立認可申請をしている 医療法人 **大阪会** の診療所用不動産の賃貸借契約については、契約期間が 10 年に満たず、かつ、自動更新の規定はありませんが、貸主とは長期にわたり診療所として賃借することで合意しており、契約期間満了時には契約更新に向けて貸主と協議いたします。万一、契約更新がかなわなかったときは、近隣に物件を探し、地域医療の持続性の確保に努めることを誓約いたします。

以上

定期借家契約の場合

(参考 g - 2)

大阪府知事（大阪市保健所長）様

大阪府高槻市春日町30番5号

医療法人 大阪会

設立代表者 浪花 太郎

A

診療所用不動産賃貸借契約の更新等に係る申立書

今般、設立認可申請をしている 医療法人 **大阪会** の診療所用不動産の賃貸借契約については、定期借家契約であり契約更新の規定はありませんが、契約期間満了時には貸主と再契約に向けて協議いたします。万一、再契約がかなわなかったときは、近隣に物件を探し、地域医療の持続性の確保に努めることを誓約いたします。

以上



設立代表者の捺印

(様式 18)

設立代表者の原本証明

下記の書類は、原本と相違ないことを証明します。

記

不動産賃貸借契約について②覚書方式または③特約方式を採られた場合は○を付けてください

① 不動産賃貸借契約書

② (歯科) 医師免許証

③ その他

医科の場合は(歯科)を削除してください

賃貸借契約についての覚書、
金銭消費貸借契約書、返済計画表、
リース契約書、支払予定表、
自動車検査証

本申請時に写しを添付する書類はすべて記載してください。
書類名は、それぞれの契約書等の名称と一致させてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立認可申請日

医療法人 **大阪会**

設立代表者 **浪花 太郎**



※上記書類の中で該当するものに○印をつけてください。



設立代表者の捺印

(様式 19)

設立代表者の原本証明

下記の書類は、原本と相違ないことを証明します。

記

医療法人 **大阪会** 設立認可申請書

(申請日 令和〇〇年〇〇月〇〇日) 書類一式

設立認可申請日 (4月又は10月の土日祝を除く月初日)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人 **大阪会**

設立代表者 **浪花 太郎**



医療法人設立概要(様式20)作成上の注意事項

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・算用数字は半角で入力してください。ただし、○丁目の部分は漢数字で入力してください。 ・カタカナ及びローマ字は全角で入力してください。 ・姓と名の間は全角スペースを入れてください。
法人名称	<ul style="list-style-type: none"> ・『定款』第1条と一致させてください。 ・「医療法人」以下を、スペース等開けずに入力してください。
法人事務所所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・『定款』第2条と一致させてください。
設立代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・『設立代表者の印鑑登録証明書』と一致させてください。
設立代表者住所	<ul style="list-style-type: none"> ・『設立代表者の印鑑登録証明書』と一致させてください。
財産目録	<ul style="list-style-type: none"> ・『財産目録』と一致させてください。 ・0円の場合は、「－」等入力せず、空欄としてください。
決算期間	<ul style="list-style-type: none"> ・『定款』に定めた会計年度と一致させてください。 ・タブより選択してください。
法人役員氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・『印鑑登録証明書』と一致させてください。
法人役員職業	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の場合は、表記を統一してください。 会社経営、自営業、会社代表等→自営業 主婦、無職→無職 (株)～役員、会社役員→会社役員 (株)～経理、～職員→会社員 パート、アルバイト→アルバイト 事務員、診療所事務、事務→事務員 ※受付と事務員を兼ねる場合は「受付兼事務員」としてください。
拠出金	<ul style="list-style-type: none"> ・『役員及び社員の名簿』と一致させてください。 ・0円の場合は、「－」等入力せず、空欄としてください。
診療所名称	<ul style="list-style-type: none"> ・『定款』第4条と一致させてください。 ・スペース等は開けずに入力してください。
診療所所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・『定款』第4条と一致させてください。
現診療所開設年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・『医療法人の開設する診療施設の概要』と一致させてください。 ・タブから選択してください。
不動産権利関係	<ul style="list-style-type: none"> ・『不動産賃貸借契約書』等と一致させてください。 ・タブから選択してください。 ・建物のみの賃貸借であれば、土地は「－」を選択してください。
最終学歴	<ul style="list-style-type: none"> ・『履歴書』と一致させてください。 ・大学院卒であったとしても、卒業した大学について入力してください。 ・学部まで入力してください。 ・大学名と学部名との間に、スペース等は開けないでください。
常勤従事医師名	<ul style="list-style-type: none"> ・『医療法人の開設する診療施設の概要』と一致させてください。 ・管理医師が唯一の勤務医である場合は、「－」等入力せず、空欄としてください。 ・姓と名の間は全角スペースを入れてください。 ・複数人いる場合は、「○○ ○○、△△ △△」のように入力してください。
診療科目	<ul style="list-style-type: none"> ・『医療法人の開設する診療施設の概要』と一致させてください。 ・複数ある場合は、「○○、△△」のように入力してください。
建物の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・『建物登記簿謄本』と一致させてください。
敷地面積、診療所面積	<ul style="list-style-type: none"> ・『医療法人の開設する診療施設の概要』と一致させてください。
従事者の定員	<ul style="list-style-type: none"> ・『医療法人の開設する診療施設の概要』と一致させてください。 ・0人の場合は、「－」等入力せず、空欄としてください。 ※受付と事務員を兼ねる場合は「受付兼事務員」としてください。

(様式 21)

設立総会日以降、仮申請書類の提出日より前の日付を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事（大阪市保健所長）様

申請書、定款及びすべての添付書類の「大阪府知事」の記載は、大阪市内で診療所を開設している場合、「大阪市保健所長」に修正してください。

法人所在地 大阪府茨木市大住町二丁目1番22号
大住町ビル2階
法人名称 医療法人 大阪会
設立代表者 浪花 太郎



設立代表者の誓約書

「設立代表者の誓約書」のみ仮申請時に押印ください。

私は 医療法人 **大阪会** を設立するにあたり、以下について了承し、法人代表者として適切に法人を運営して行く事を誓約いたします。

1. 医療法を遵守し、医療法人の届出・申請等を適切に行います。

届出・申請		時期	届出時期・申請例等
届出	決算届	事業年度毎	毎事業年度終了後、3月以内
	役員変更届	2年毎	任期満了に伴う重任後、遅滞なく
		随時	任期途中の就退任後、遅滞なく
	登記事項変更登記完了届	2年毎	理事長の重任登記後、遅滞なく
		1年毎	資産総額の変更の登記後、遅滞なく
随時	定款変更等の登記後、遅滞なく		
申請	定款変更認可申請	随時	分院の開設、診療所の移転 附帯事業所（訪問介護ステーション、居宅介護事業所他）開設

- 医療法人制度の趣旨を理解し、将来的に理事長が交代することを視野に入れ、常に後継者の育成に努め、地域医療の永続性を担保します。
- 監事は、理事と親族等の特殊な関係にない者を選任する必要があることを理解しております。
- 理事及び監事の職責については就任予定者に説明済みであり、その上で就任の承諾を得ております。
- 医療法人が出来る業務は医療法に定められており、不動産賃貸業等の収益業務（社会医療法人は除く。）は行えない事を理解しております。
- 医療法人の資産は医業に使用するものであり、次のような事実上の剰余金の配当とみなされる行為及び特別の利益供与は出来ないことを理解しています。
 - ・ 近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
 - ・ 医業収入に応じた定率賃借料の設定
 - ・ 役員個人及び第三者への金銭の貸付、役員個人の債務の引受
 - ・ 福利厚生規程に基づかない特定の者への社宅の提供等
 - ・ 私用目的の車両の提供
 - ・ 生命保険契約等の譲渡 等
- 申請にあたり、説明動画を視聴するとともに、設立の手引き等関係資料は全て熟読しております。また、本申請後申請書類の不備等について**大阪府（大阪市保健所）**から補正を求められたときはすみやかに対応し、万が一、**大阪府（大阪市保健所）**から示された期日までに補正することができない場合は、本申請を取り下げを了承します。
- 認可後の説明会（認可書の交付時に開催）には出席いたします。

大阪市内で診療所を開設している場合、「大阪市保健所」に修正してください。

仮申請チェック表

※太枠内のみ全てご記入ください。

医科	<input checked="" type="checkbox"/>	ふりがな	いりょうほうじんおおさかかい
歯科		法人名	医療法人大阪会
受付番号		診療所名	医療法人大阪会 浪花診療所
		設立代表者	浪花 太郎
受付日		事務所所在地	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号大住町ビル2階

ふりがな	みねうち さくら
申請者	峰内 さくら
(申請代理人)	さくらんぼ行政書士事務所
電話番号	06-6123-9876
FAX番号	06-6134-4280
メールアドレス	aaa@bbb.ne.jp

■提出前に添付書類の有無を確認の上、申請者チェック欄に「○」をご記入ください。該当がない場合は「-」をご記入ください。

書類名	申請者チェック		受付チェック	
		備考		備考
1 医療法人設立認可申請書	理事を3人以上とする場合 理事を2人のみとする場合	様式1-1 様式1-2	<input checked="" type="checkbox"/>	
2 定款		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
3 医療法人設立総会議事録		(参考a)	<input checked="" type="checkbox"/>	
4 設立時の財産目録		様式2	<input checked="" type="checkbox"/>	
5 設立財産目録の明細書		様式3	<input checked="" type="checkbox"/>	
6 現物拠出財産の価額が相当である旨の証明書	診療所用不動産（土地・建物）	(参考b-1)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	その他	(参考b-2)	<input checked="" type="checkbox"/>	
7 減価償却計算書		様式4	<input checked="" type="checkbox"/>	
8 設立時の負債内訳書	リース以外	様式5-1,別紙	<input checked="" type="checkbox"/>	
	リース	様式5-2	<input checked="" type="checkbox"/>	
9 金銭消費貸借契約書（写） ※約款部分も含む		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
10 金銭消費貸借契約にかかる返済計画書（写）		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
11 負債残高証明及び債務引継承認願	負債全額	様式6-1	<input checked="" type="checkbox"/>	
	負債の一部	様式6-2	<input checked="" type="checkbox"/>	
	リースにかかる負債	様式6-3	<input checked="" type="checkbox"/>	
12 リース引継承認願		様式7	<input checked="" type="checkbox"/>	
13 リース契約書（写） ※約款部分も含む		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
14 リース契約にかかる支払予定表		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
15 不動産鑑定評価書（写） ※基準日 4月申請：12月31日、10月申請：6月30日		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
16 基金の募集事項等の通知について		様式8	<input checked="" type="checkbox"/>	
17 基金引受申込書		様式9	<input checked="" type="checkbox"/>	
18 残高証明書（写） ※基準日 4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
19 基金の割当ての決定について		様式10	<input checked="" type="checkbox"/>	
20 基金拠出契約書	現金及び現物を拠出	(参考c-1)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	現金のみを拠出 ※該当あれば	(参考c-2)	<input checked="" type="checkbox"/>	
21 医療法人の開設する診療施設の概要		様式11	<input checked="" type="checkbox"/>	例：登記と面積が異なるため申立書あり
22 医療法人事業計画		様式12	<input checked="" type="checkbox"/>	
23 収支予算書 職員給与等内訳表（初年度） 職員給与等内訳表（次年度） 職員給与等内訳表（次々年度）		様式13-1 様式13-2 様式13-3 様式13-4	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
	24 設立者（役員）全員の履歴書		様式14	<input checked="" type="checkbox"/>
	25 設立者（役員）全員の印鑑登録証明書（写） ※基準日 4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降		—	<input checked="" type="checkbox"/>
26 設立代表者の（歯科）医師免許証（写）		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
27 役員就任承諾書		様式15	<input checked="" type="checkbox"/>	
28 管理者就任承諾書		様式16	<input checked="" type="checkbox"/>	
29 役員及び社員の名簿		様式17	<input checked="" type="checkbox"/>	
30 不動産賃貸借契約書（案） 不動産賃貸借契約書（写） 及び覚書（案） 不動産賃貸借契約書（案）	役員就任予定者が不動産を所有	(参考e-1)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	覚書方式	(参考e-2)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	特約方式	(参考e-3)	<input checked="" type="checkbox"/>	
31 建物の全部事項証明書（写） ※取得日 4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
32 土地の全部事項証明書（写） （法人自己所有又は土地の賃貸借契約がある場合のみ提出） ※取得日 4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降		—	<input checked="" type="checkbox"/>	
33 転貸についての申立書 ※該当あれば		(参考f)	<input checked="" type="checkbox"/>	
34 契約更新等の申立書 ※該当あれば	定期借家契約ではない場合	(参考g-1)	<input checked="" type="checkbox"/>	
	定期借家契約の場合	(参考g-2)	<input checked="" type="checkbox"/>	
35 設立代表者の原本証明		様式18	<input checked="" type="checkbox"/>	
36 副本が原本に相違ないことを証明する設立代表者の原本証明		様式19	<input checked="" type="checkbox"/>	
37 医療法人設立概要		様式20	<input checked="" type="checkbox"/>	

書類名	申請者チェック	受付チェック	
		押印・日付	押印・日付
38 設立代表者の誓約書	様式21	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※仮申請書類提出時はこの仮申請チェック表に加え、「仮申請審査表（認可用）」も添付すること。

仮申請審査表（認可用）

※太枠内のみ全てご記入ください。

医科	○	ふりがな	いりょうほうじんおおさかい
歯科		法人名	医療法人大阪会
受付番号		診療所名	医療法人大阪会 浪花診療所
		設立代表者	浪花 太郎
受付日		事務所所在地	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階

ふりがな	みねうち さくら
申請者	峰内 さくら
(申請代理人)	さくらんぼ行政書士事務所
電話番号	06-6123-9876
FAX番号	06-6134-4280
メールアドレス	aaa@bbb.ne.jp

■提出前に必ずご確認ください、申請者チェック欄に「○」をご記入ください。該当がない場合は「－」をご記入ください。

書類名		重要確認項目	申請者 チェック	所管庁 チェック	
共通事項		<p>法人所在地、診療所所在地及び設立者の住所等は正式な表記で記載している。 ※大阪府茨木市大住町2-1-22のように省略した記載は不可。</p>	○		
		<p>法人所在地及び診療所所在地等について、 住居表示実施地域の場合は必ず住居表示（～○番○号）で記載している。 住居表示未実施地域の場合は、地番表記（～○番地○又は～○番地の○）で記載している。 ※住居表示実施地域かどうかわからない場合は、市町村の住居表示担当課に確認してください。</p>	○		
		<p>法人所在地、診療所所在地及び設立者の住所等について、○丁目や○丁については、算用数字ではなく漢数字で表記している。</p>	○		
		<p>ビルのテナント等として入居している場合は、建物名と階数（又は部屋番号）を記載している。 ※建物名が不明の場合は建物の所有者に確認してください。</p>	○		
6	現物抛出財産の価額が相当である旨の証明書	(参考b-1) (参考b-2)	仮申請書類提出前に、証明してもらう予定の者（弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）と証明書の文言について調整している。	○	
11	負債残高証明及び債務引継承認願	様式6-1 様式6-2 様式6-3	仮申請書類提出前に、契約の相手方と、負債残高証明及び債務引継承認願の文言について調整している。	○	
			引き継ぐ負債は、申請書に記載しているもののみであること（ない場合は引き継ぐ負債がないこと）を確認している。 ※医療法人設立後、個人診療所時代の負債の引継ぎは一切できない。	○	
12	リース引継承認願	様式7	仮申請書類提出前に、リース契約の相手方と、リース引継承認願の文言について調整している。	○	
			引き継ぐリース契約は、申請書に記載しているもののみであること（ない場合は引き継ぐリース契約がないこと）を確認している。	○	
30	覚書（案）	(参考e-2)	仮申請書類提出前に、貸主と、覚書（案）の文言について調整している。	○	
	不動産賃貸借契約書（案）	(参考e-3)	仮申請書類提出前に、貸主と、契約書（案）の文言について調整している。	○	
	覚書（案）及び不動産賃貸借契約書（案）	(参考e-2) (参考e-3)	診療所用不動産の保証金（敷金）を基金として抛出ししない場合、将来的に賃貸借期間満了等により保証金（敷金）が返還されるとき、設立代表者はそれを受け取ることができません。（医療法人に返還されます。） 上記について、設立代表者は理解の上、保証金（敷金）を抛出するかどうかを決定している。	○	

書類名		確認項目	申請者 チェック	所管庁 チェック	
共通事項		法人所在地の記載は、定款第2条の事務所所在地と一致している。	○		
		大阪市内で診療所を開設している場合は、申請書、定款及びすべての添付書類の「大阪府知事」の記載を「大阪府保健所長」に修正している。	○		
		設立者（役員就任予定者）の住所・氏名・生年月日は、印鑑登録証明書のとおり正確に記載している。（旧字や異体字は常用漢字に変換せず、旧字や異体字のまま記載している。）	○		
1	医療法人設立認可申請書	様式1-1 様式1-2	申請日が、4月又は10月の土日祝を除いた月初日となっている。	○	
			理事2名の場合は、様式1-2を使用している。（尚書が記載されている。）	○	
2	定款	－	モデル定款と内容が一致している。	○	
			第20条 定時総会の開催時期が、第14条の会計年度の始期の1か月前、終期の2か月後又は3か月後となっている。	○	
			第29条 理事数を2名とする場合は、理事数の下限が2名となっている。	○	
			附則第1条 設立総会議事録の選任内容と一致している。	○	
			附則第2条 最初の会計年度が1年を超えていない。	○	
			附則第3条 最初の役員任期が2年を超えていない。	○	
		定款の作成日は設立総会の開催日と一致している。	○		

3	医療法人設立総会議事録	(参考a)	設立者は全員出席している。	○
			第1号議案 議長以外の者が発言している。	○
			第5号議案 法人設立時の資産総額は、設立時の財産目録の正味財産額（総資産額）と一致している。	○
			第7号議案 役員数は定款第29条と一致している。	○
			設立当初の役員任期は定款附則第3条と一致している。	○
			第8号議案 契約内容（設立者が所有、覚書方式、特約方式など）と一致している。	○
4	設立時の財産目録	様式2	年月日、署名捺印欄は空欄になっている。	○
			設立財産目録の明細書と内容が一致している。	○
5	設立財産目録の明細書	様式3	基金拋出契約書に記載の金額・拋出者と一致している。	○
			引き継ぐ資産は、医業の用に供するものである。	○
			土地・建物：不動産鑑定評価書の評価額と一致している。	○
			現預金：残高証明書の残高以下の金額である。	○
			建物附属設備：減価償却計算書の金額（簿価）と一致している。	○
			医療用器械備品：減価償却計算書の金額（簿価）と一致している。	○
			什器・備品：減価償却計算書の金額（簿価）と一致している。	○
			リース資産：設立時の負債内訳書に記載の負債引継額と一致している。	○
			車両：減価償却計算書の金額（簿価）と一致しており、車検証と拋出者が同一である。	○
			その他：減価償却計算書の簿価又は契約書等に記載の金額と一致している。	○
6	現物拋出財産の価額が相当である旨の証明書	(参考b-1) (参考b-2)	土地・建物の拋出：基金拋出契約書に記載の額と一致している。	○
			金銭以外の拋出財産の価額が500万円を超える場合又は負債を引き継ぐ場合のみ作成している。	○
7	減価償却計算書	様式4	基金拋出契約書に記載の額と一致している。	○
			基金拋出契約書に記載の額と一致している。	○
8	設立時の負債内訳書	様式5-1 様式5-2	基準日（4月申請：3月31日、10月申請：9月30日）の負債額が示されている。	○
			拋出者が、債務引継承認願・リース引継承認願・基金拋出契約書の当事者と同一である。	○
9	金銭消費貸借契約書（写）	—	負債内訳書・返済計画書の内容と一致している。	○
			約款部分もすべて添付している。	○
10	返済計画書（写）	—	負債内訳書・負債残高証明及び債務引継承認願の内容と一致している。	○
			金融機関等が発行している借入日以降完済日までのものを添付している。	○
11	負債残高証明及び債務引継承認願	様式6-1 様式6-2 様式6-3	基準日（4月申請：3月31日、10月申請：9月30日）の負債残高が示されている。	○
			金銭消費貸借契約ごとに負債残高証明及び債務引継承認願がある。	○
			負債内訳書・支払予定表と一致している。	○
12	リース引継承認願	様式7	引き継ぐリース契約すべてのリース引継承認願がある。	○
			引き継ぐすべてのリース契約書がある。	○
13	リース契約書（写）	—	約款部分もすべて添付している。	○
			基準日（4月申請：3月31日、10月申請：9月30日）の負債残高が示されている。	○
14	支払予定表（写）	—	リース会社が発行している借入日以降完済日までのものを添付している。	○
			基準日（4月申請：12月31日、10月申請：6月30日）の評価額が示されている。	○
15	不動産鑑定評価書（写）	—	不動産鑑定士の鑑定評価書の写しである。（いわゆる簡易鑑定は不可です。）	○
			払込み又は財産の給付の期日は診療所開設予定日の前日となっている。	○
16	基金の募集事項等の通知について	様式8	（現預金のみを拋出する方は、診療所開設予定日の前日以前となっている。）	○
			通知日が設立総会開催日と一致している。	○
			募集総額が、設立時の財産目録の正味財産額（総資産額）と一致している。	○
17	基金引受申込書	様式9	拋出者全員の申込書が添付されている。	○
			申込日が設立総会開催日と一致している。	○
			設立代表者が、拋出金額の50%以上の拋出申込みをしている。	○
			内訳が、設立財産目録の明細書の内容と一致している。	○
18	残高証明書（写）	—	拋出者全員の残高証明書が添付されている。	○
			拋出者個人名義の残高証明書である。（診療所名等がついた名義の残高証明書は不可です。）	○
			証明されている日付（証明基準日）は本申請から3か月以内（4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降）であり、設立総会開催以前に証明されている。	○
			証明されている日付（証明基準日）は拋出者全員同日である。	○
19	基金の割当ての決定について	様式10	（残高証明書の取得日が異なる分には問題ありません。）	○
			拋出者全員の決定書が添付されている。	○
			決定日が設立総会開催日と一致している。	○
			割り当てる基金の額が、内訳の合計と一致している。	○
20	基金拋出契約書	参考c-1 参考c-2	内訳が申込みの内容と一致している。	○
			拋出者全員の基金拋出契約書が添付されている。	○
			基金の額・内訳が基金割当ての決定書と一致している。	○
			第3条 振込期日は、「基金の募集事項等の通知について」の「3. 金銭の払込み又は財産の給付の期限」の日付と一致している。	○
			第7条 基金返還日は、医療法人として診療所を開設後、最初の決算を承認する定時社員総会開催月の初日の日以降となっている。	○
契約日は、設立総会と同日又は設立総会から設立認可申請日までの日になっている。	○			
契約当事者の記名がある。	○			

21	医療法人の開設する 診療施設の概要	様式11	医療法人の名称、所在地が定款第4条と一致している。	○
			開設年月日・診療科目は開設届と一致している。	○
			管理者欄の記載内容は、(歯科)医師免許証と一致している。	○
			建物の面積は全部事項証明書又は賃貸借契約書と一致している。 (一致しない場合は、理由書を添付すること。)	○
22	医療法人事業計画	様式12	会計期間が、定款第14条と一致している。	○
			初年度が12か月未満の場合は、次々年度分も記載されている。	○
23	収支予算書及び 職員給与等内訳表	様式13-1 様式13-2 様式13-3 様式13-4	法人名が記載されている。	○
			初年度の始期は4月申請の場合は9月、10月申請の場合は3月となっている。終期は定款第14条の 会計期間の終期と一致している。	○
			初年度が12か月未満の場合は、次々年度分も作成されている。	○
			負債等を引き継ぐ場合は、借入金等の返済額が計上されている。	○
24	設立者(役員就任予定者)の 履歴書	様式14	設立者全員の履歴書が作成されている。	○
			現住所、氏名、生年月日は印鑑証明と一致している。	○
			最終学歴から空白期間なく記載している。	○
			賞罰の有無について記載漏れがない。	○
			理事長予定者については、(歯科)医籍登録年月日・登録番号に記載もれがなく、(歯科)医師 免許証の内容と一致している。	○
職歴の診療所開設月が開設届と一致している。	○			
25	設立者(役員就任予定者)の 印鑑登録証明書(写)	—	本申請日から3か月以内(4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降)に発行されたもので ある。	○
			設立者(役員就任予定者)全員の印鑑登録証明書が添付されている。	○
			A4判以下の場合は、A4判に拡大又はA4版の台紙に貼り付けている。	○
26	設立代表者の (歯科)医師免許証(写)	—	A4判に縮小又はA4判に折りたたまれている。	○
27	役員就任承諾書	様式15	提出日が設立総会開催日と一致している。	○
28	管理者就任承諾書	様式16	提出日が設立総会開催日と一致している。	○
29	役員及び社員の名簿	様式17	役員・社員の氏名、生年月日、住所は印鑑登録証明と一致している。	○
30	不動産賃貸借契約書(案) 又は(写)	(参考e-1) (参考e-2) (参考e-3)	設立総会議事録第8号議案の内容と一致している。	○
			契約書(案)の日付は空欄となっている。	○
			特約方式で契約する場合、適切な文言となっている。	○
30	覚書(案)	(参考e-2)	賃貸借契約の対象は、診療所として利用する部分のみである。	○
			転賃借の場合、転賃借に関する申立書が添付されている。	○
31	建物の全部事項証明書(写)	—	法務局で取得した全部事項証明書の写しが添付されている。 (オンライン登記情報によるものは不可です。)	○
			所有者と賃貸借契約書の貸主が一致している。(異なる場合は申立書を添付している。)	○
			本申請日から3か月以内(4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降)に発行されたもので ある。	○
32	土地の全部事項証明書(写) ※法人自己所有又は土地の賃貸 借契約がある場合のみ添付	—	法務局で取得した全部事項証明書の写しが添付されている。 (オンライン登記情報によるものは不可です。)	○
			本申請日から3か月以内(4月申請：1月1日以降、10月申請：7月1日以降)に発行されたもので ある。	○
33	転賃についての申立書	(参考f)	転賃についての実関係が記載されている。	○
34	契約更新等の申立書	(参考g-1) (参考g-2)	契約更新等の内容について実関係が記載されている。	○
35	設立代表者の原本証明	様式18	日付は本申請日と一致している。	○
			写しを添付している書類は全て原本証明されている。	○
36	副本が原本に相違ないことを 証明する設立代表者の原本証明	様式19	医療法人名・本申請日等、必要事項が全て記入されている。	○
37	医療法人設立概要	様式20	各書類と内容が一致している。	○
			作成上の注意事項を確認のうえ作成している。	○
38	設立代表者の誓約書	様式21	設立代表者が内容を確認し、記名押印している。	○

本申請チェック表

※本枠内のみ全てご記入ください。

医科	○	ふりがな	いりょうほうじんおおさかかい
歯科		法人名	医療法人大阪会
受付番号		診療所名	医療法人大阪会 浪花診療所
		設立代表者	浪花 太郎
受付日		事務所所在地	大阪府茨木市大住町二丁目1番22号 大住町ビル2階

ふりがな	みねうち さくら
申請者	峰内 さくら
(申請代理人)	さくらんぼ行政書士事務所
電話番号	06-6123-9876
FAX番号	06-6134-4280
メールアドレス	aaa@bbb.ne.jp

■提出前に必ず確認のうえ、申請者チェック欄に○を記入してください。

確認事項	申請者チェック	所管庁チェック
○ 仮申請の「最終審査書類」と同じ内容である	○	
○ 必要な箇所に全て「署名」・「押印」がなされている	○	
○ 不要な箇所に「日付」・「押印」など記入していない	○	
○ 副本は正本の写しである	○	
○ 本が原本に相違ないことを証明する設立代表者の原本が、副本に添付されている	○	

■提出前に添付書類の有無を確認の上、申請者チェック欄に「○」をご記入ください。該当がない場合は「-」をご記入ください。

書類名	備考	申請者チェック		受付チェック	
			押印		押印
1 医療法人設立認可申請書	理事を3人以上とする場合 様式1-1 理事を2人のみとする場合 様式1-2	○	○		
2 定款	-	○	○		
3 医療法人設立総会議事録	(参考a)	○	○		
4 設立時の財産目録	様式2	○			
5 設立財産目録の明細書	様式3	○			
6 現物抛出財産の価額が相当である旨の証明書	診療所用不動産(土地・建物)	(参考b-1)	○	○	
	その他	(参考b-2)	○	○	
7 減価償却計算書	様式4	○			
8 設立時の負債内訳書	リース以外	様式5-1,別紙	○		
	リース	様式5-2	○		
9 金銭消費貸借契約書(写) ※約款部分も含む	-	○			
10 金銭消費貸借契約にかかる返済計画書(写)	-	○			
11 負債残高証明及び債務引継承認願	負債全額	様式6-1	○	○	
	負債の一部	様式6-2	○	○	
	リースにかかる負債	様式6-3	○	○	
12 リース引継承認願	様式7	○	○		
13 リース契約書(写) ※約款部分も含む	-	○			
14 リース契約にかかる支払予定表	-	○			
15 不動産鑑定評価書	-	○			
16 基金の募集事項等の通知について	様式8	○	○		
17 基金引受申込書	様式9	○	○		
18 残高証明書	-	○			
19 基金の割当ての決定について	様式10	○	○		
20 基金抛出彩約書	現金及び現物を抛出	(参考c-1)	○	○	
	現金のみを抛出 ※該当あれば	(参考c-2)	○	○	
21 医療法人の開設する診療施設の概要	様式11	○			
22 医療法人事業計画	様式12	○			
23 収支予算書	職員給与等内訳表(初年度)	様式13-1	○		
	職員給与等内訳表(次年度)	様式13-2	○		
	職員給与等内訳表(次々年度)	様式13-3	○		
	職員給与等内訳表(次々年度)	様式13-4	○		
24 設立者(役員)全員の履歴書	様式14	○	○		
25 設立者(役員)全員の印鑑登録証明書	-	○			
26 設立代表者の(歯科)医師免許証(写)	-	○			
27 役員就任承諾書	様式15	○	○		
28 管理者就任承諾書	様式16	○	○		
29 役員及び社員の名簿	様式17	○			
30 不動産賃貸借契約書(案)	役員就任予定者が不動産を所有	(参考e-1)			
	不動産賃貸借契約書(写)及び覚書(写)	覚書方式	○		
	不動産賃貸借契約書(写)	特約方式			
31 建物の全部事項証明書	-	○			
32 土地の全部事項証明書 (法人自己所有又は土地の賃貸借契約がある場合のみ提出)	-	-			
33 転貸についての申立書 ※該当あれば	(参考f)	○	○		
34 契約更新等の申立書 ※該当あれば	定期借家契約ではない場合	(参考g-1)	○	○	
	定期借家契約の場合	(参考g-2)	○	○	
35 設立代表者の原本証明	様式18	○	○		
36 本が原本に相違ないことを証明する設立代表者の原本証明	様式19	○	○		
37 医療法人設立概要	様式20	○			